



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世後期ドイツにおけるライン宮中伯の領邦支配とヘゲモニー(一)
Author(s)	田口, 正樹
Citation	北大法学論集, 64(3), 71-123
Issue Date	2013-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/53397
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR64-3_002.pdf



中世後期ドイツにおける
ライン宮中伯の領邦支配とヘゲモニー（一）

田口正樹

目次

はじめに

一、中世後期プファルツ政治史

二、王権および帝国国制との関係

- (一) 帝国国制上の特殊な地位
- (二) 国王領の質入れとプファルツ領邦の形成
- 三. 君主家門の意義
 - (一) 相続関係の規制（分割相続と長子相続）
 - (二) 婚姻関係
 - (三) 墓所の選択
- 四. 領邦支配の諸手段
- 五. 領邦諸身分とプファルツ意識
- 六. 地方の秩序とヘゲモニー

おわりに

（以上本号）

略号表

- BDLG Blätter für deutsche Landesgeschichte
- HRG Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte
- HZ Historische Zeitschrift
- MGH Const. Monumenta Germaniae Historica. Constitutiones et acta publica imperatorum et regum
- MHVP Mitteilungen des Historischen Vereins der Pfalz
- MIÖG Mitteilungen des Instituts für österreichischen Geschichtsforschung
- RhVjbl Rheinische Vierteljahrsblätter

RPR Regesten der Pfalzgrafen am Rhein
ZGO Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins
ZHF Zeitschrift für historische Forschung

はじめに

ドイツの国制発展における領邦の重要性については、今日に至るまでの研究において疑いを見ない。一九七〇年代以来の、中世後期および近世の帝国史に関する研究の進展にもかかわらず、ドイツ国制史を考える場合、領邦はやはり無視できないファクターであり続けている。

中世以来の領邦の特質を考えるうえで、オットー・ブルンナーの『ラントとヘルシャフト』⁽¹⁾が研究史上画期的意義を持ったことは、既に我が国でもよく知られている。領邦君主の有する支配権にではなく、君主と諸身分(とりわけ領邦貴族)をともに含む法・平和共同体に領邦(ラント)の本質を見るブルンナーの領邦理解は、近代国家と鋭いコントラストをなす領邦の重要な特徴をとらえたものである。しかし、中世・近世ドイツにおける領邦の多様性をも背景として、ブルンナー説に対しても、その後多くの疑問・批判が呈されたこともまた、よく知られているところである。⁽²⁾近年までの研究の進展は、ドイツにおける領邦形成と発展の著しい多様性を、ますます強く印象づけている。領邦に関して、「典型例」は存在しないとしばしば言われるのである。⁽³⁾

このような研究状況をうけて、本稿は、ドイツ西部における領邦形成の例としてライン宮中伯の領邦(プファルツ)⁽⁴⁾

を取り上げて、先行研究および基本史料によりつつ、その像を素描しようとするものである。⁽⁵⁾ドイツ西部で多く見られた、近隣の領邦・小貴族・都市が錯綜する中での領邦形成においては、オットー・ブルンナーが検討したオーストリアなどの比較的完結的な大領邦とは異なり、何らかの領域的枠組みが先行するのではなく、領邦君主の活動によって個々の権利が集積されていった結果として領邦が形成されるという側面がより強くあらわれる。⁽⁶⁾従来、我が国の領邦史研究がドイツ東部の大領邦を主な研究対象としてきたのに対して、⁽⁷⁾ドイツ西部の領邦の中でも政治的に大きな意味を持った領邦の一つであるプファルツ領邦の形成史を描く本稿は、ドイツ国制史における領邦発展の幅の広さを重要な具体的事例の提示を伴って明らかにすることとなる。⁽⁸⁾中世後期のプファルツ領邦は、プファルツの軍制史を扱った皆川卓氏の論考において概観されているが、⁽⁹⁾本稿はプファルツの領邦支配とヘゲモニーの諸相について、より詳しい像を得ようとするものである。

ライン宮中伯のもとの領邦形成には更に、ドイツ西部における領邦発展一般に尽きない特徴が見られる。第一に、ライン宮中伯の領邦支配は、王権および帝国国制との非常に密接な関係を伴って進展した。その支配形成は、ライン宮中伯が帝国国制において占めていた特殊な地位と、それに伴う王権への近さに、重要な部分を負っていたのである。この特質とも関連して、第二に、中世後期のライン宮中伯は、狭義の領邦支配にとどまらず、ドイツ西部の中ライン・上ライン地方におけるヘゲモニーを主張し、自己の領邦を越えて広い範囲に影響力を及ぼしていた。このような現象は、中世後期ドイツにおける、政治システムとしての地方秩序の成熟と表裏一体をなしているが、本稿は、間領邦的システム⁽¹⁰⁾とも言うべきこの部分をもあわせて考慮して、領邦支配展開のより広い文脈に注意を喚起したい。

更に、ドイツ学界における研究関心の移動を反映して、以下の論述においては、最近の「文化史的」な領邦研究の成果もまた、関係する局面で参照されるはずである。

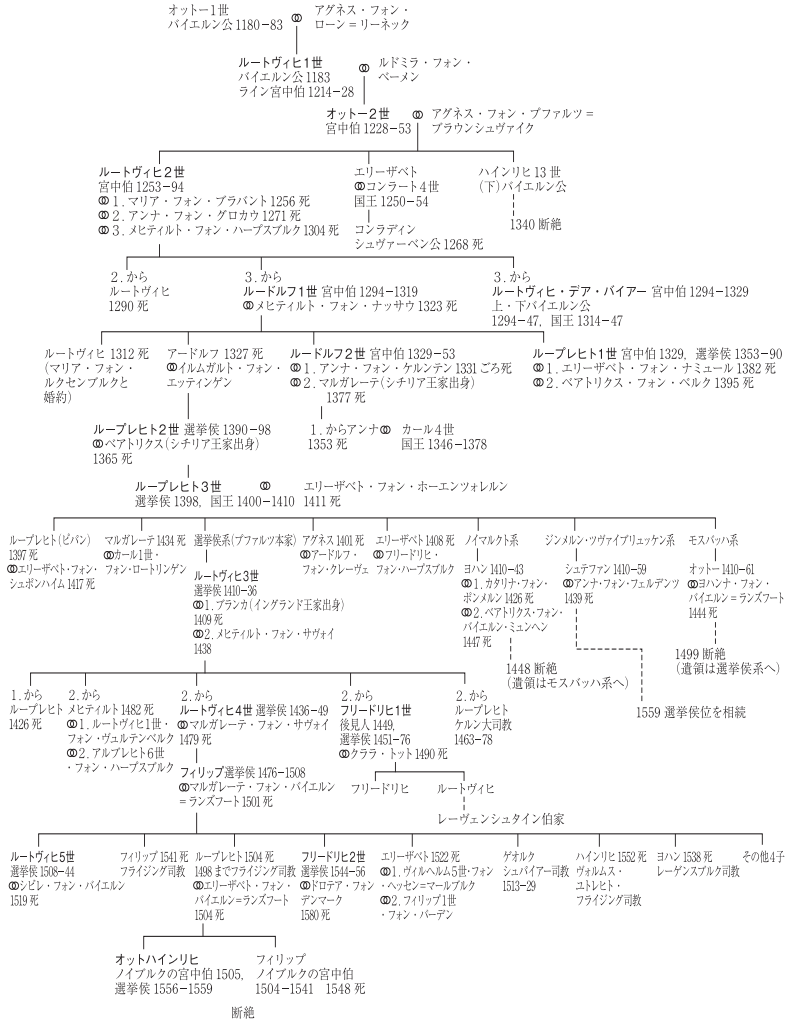
一、中世後期プファルツ政治史

以下の行論の前提として、まず中世後期のプファルツ政治史の流れを簡単に確認しておこう。⁽¹⁾

元来、ライン宮中伯はロートリンゲンの宮中伯であった。しかし、ケルン大司教、トリアー大司教などとの勢力争いの過程で、中世中期の間に宮中伯は下ライン・モーゼル方面の所領と権利を次第に失って、ライン中流・ネッカー下流地域に支配の中心を移していき、バッハラッハ Bacharach、アルツアイ Alzey、ノインシュタット Neustadt、ハイデルベルク Heidelberg などを主な拠点とするようになった。

一二一四年に、シュタウフェンの国王フリードリヒ二世は、ライン宮中伯の地位をヴィッテルスバッハ家のルートヴィヒ一世に授与した。ヴィッテルスバッハ家は既に一二世紀末以来バイエルン公であったが、これにより約一〇〇年の間、ライン宮中伯の地位とバイエルン公の地位が結び付くこととなった。⁽²⁾ その際、一三世紀のヴィッテルスバッハ家の君主たちはバイエルンに滞在することが多く、その点ではプファルツは副次的領邦 Oberrheinland であった。一三世紀前半にも支配権の集積が進められたが、宮中伯たちは、とりわけ帝国修道院ロルシュ Lorsch の所領およびフォークタイをめぐって、マインツ大司教と対立した。この争いは、中世後期まで、プファルツとマインツの領邦政治上の対立関係を規定する要因の一つとなった。

ルートヴィヒ一世の子オットー二世の死後、一二五五年にヴィッテルスバッハ家の所領は分割され、オットー二世の子ルートヴィヒ二世が上バイエルンとライン宮中伯領を、その弟ハインリヒが下バイエルンを支配することとなった。ルートヴィヒ二世の子ルードルフ一世とルートヴィヒは、後者の成人後いったんは父が遺した所領を共同統治するが、両者の関係は安定せず、繰り返し不和に陥った。特に、一二一四年の国王選挙でルートヴィヒが国王（ルートヴィヒ四



中世後期ライン宮中伯の系図

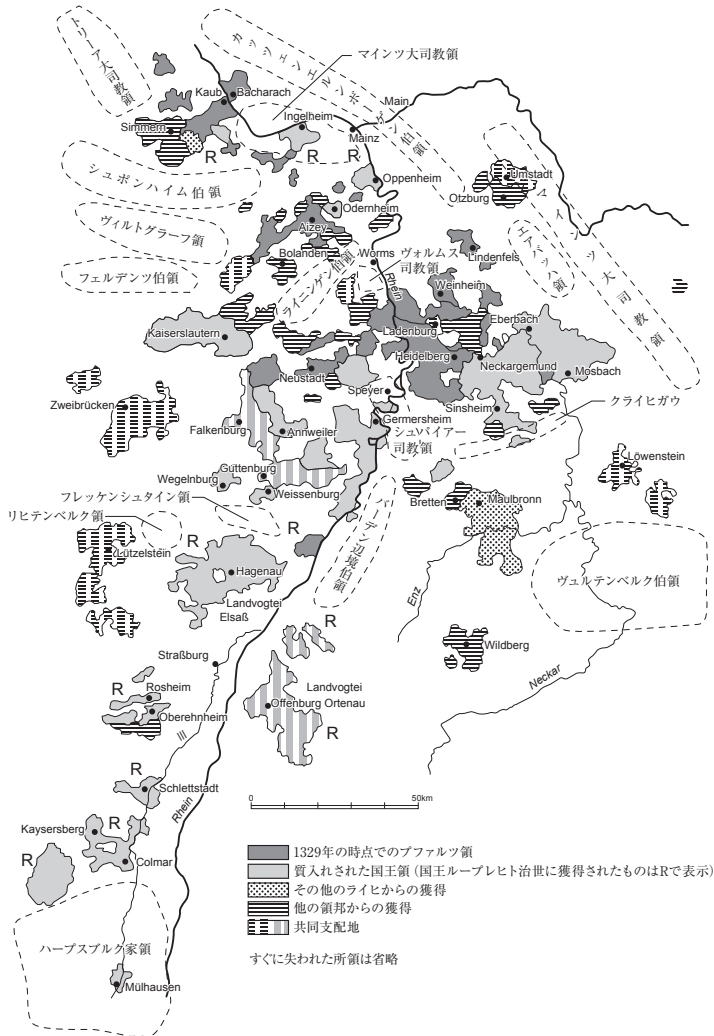
Meinrad SCHAAB, Geschichte der Kurpfalz, Bd. 1 : Mittelalter,
Stuttgart u. a. 1988, S.223f. の系図をもとに作成。
太字は宮中伯領の統治者を示す。

世)に選出された際、ルードルフ一世は、ルートヴィヒの兄であるにもかかわらず、そのライヴァルとなったハーブスブルク家のフリードリヒの国王選出に参加した。それに続く王位争いの中で、ルートヴィヒはルードルフ一世の所領の大半を支配下に置いたが、一三一九年にルードルフ一世が死んだ後も、その寡婦メヒティルト(国王アードルフ・フォン・ナッサウの娘)とルードルフ一世の子らはルートヴィヒに対する抵抗を続けた。

この対立は、一三一九年、ルートヴィヒのイタリア遠征中にバヴィアで結ばれた協定(バヴィアの Hausvertrag)によって解決されることとなった。これにより、ルートヴィヒとその子らは上バイエルンを、ルードルフ一世の子孫はライン宮中伯領を得た。なお、この協定により、バイエルンのノルトガウ Nordgau 北部(後に上プファルツ Oberpfalz と呼ばれる地方)もルードルフ系統に割り当てられたが、ここはライン地方とは別の地方政治的環境にあるため、本稿における検討からは基本的に除外することとする。⁽¹³⁾しかし、ノルトガウの一部が常にルードルフ系の支配下にとどまったこともあって、ルードルフ系の君主達は、証書などで、ライン宮中伯のタイトルに続いてバイエルン公のタイトルをも掲げ続けた。例えば、一五世紀前半の宮中伯ルートヴィヒ三世も、なおみずからを「バイエルン家 Haus Bayern」の一員として意識していたのである。⁽¹⁴⁾

ルードルフ一世の子のルードルフ二世とループレヒト一世、および早逝したアードルフの子(ルードルフ二世らにとっては甥にあたる)ループレヒト二世は、当初共同統治を試みたが、一三三八年にやはり所領を分割するに至る。しかし、彼らの中ではループレヒト一世が、実際にはプファルツの政策を主導した。⁽¹⁵⁾彼とカール四世との関係には曲折があったが、彼のもとで、国王領の質入れや他の貴族からの所領購入などを通じて、プファルツの支配は拡大・強化されていた。ループレヒト一世が一三九〇年に死んだ後は、ループレヒト二世がその政策を継続した。

ループレヒト二世が一三九九年に死んだ後、その子ループレヒト三世は、一四〇〇年にラインの大司教たちとともに



プファルツ領邦の発展 (1329 - 1410 年)

Meinrad SCHAAB, Geschichte der Kurpfalz, Bd. 1 : Mittelalter, Stuttgart u. a. 1988, S.105 の地図をもとに作成。

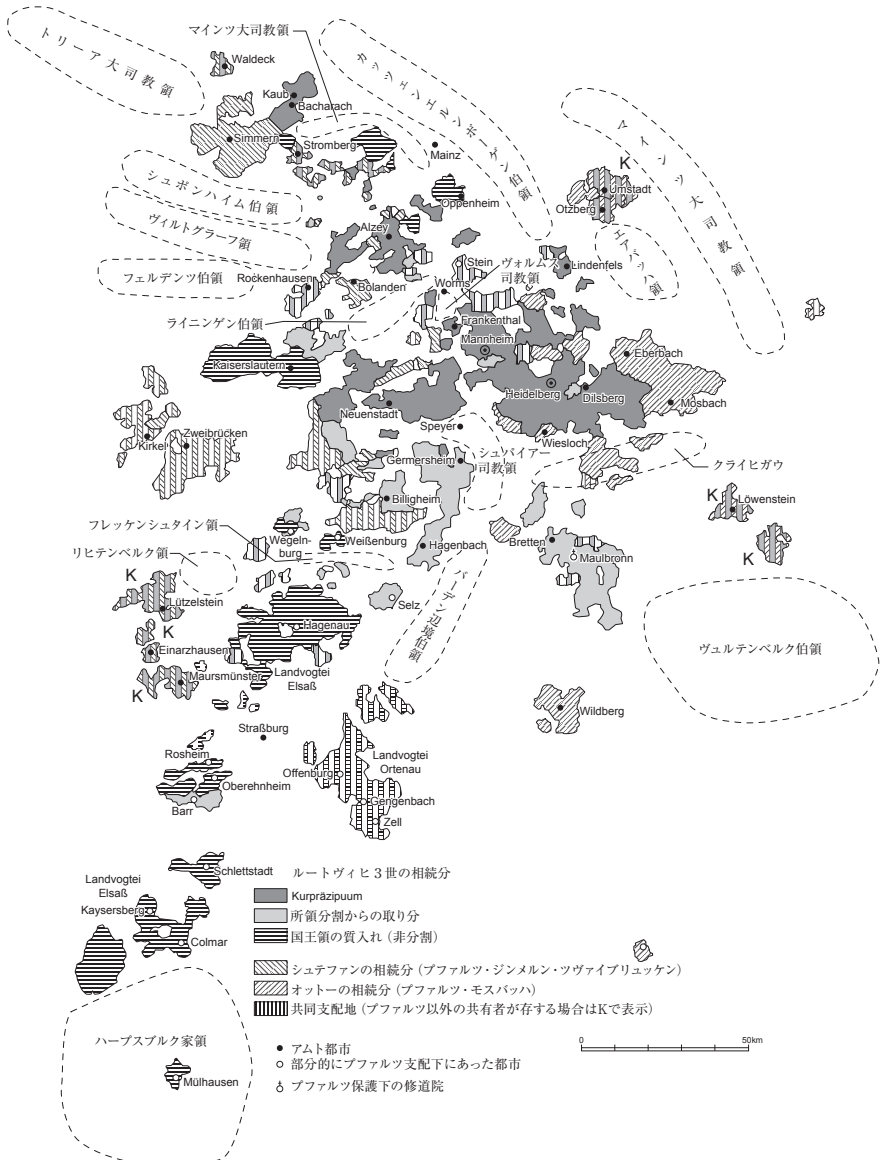
なお、プファルツ以外の勢力圏は概略の位置を示す(以下の地図でも同様)。

国王ヴェンツェルを廃位し、みずから国王に選ばれた。⁽¹⁷⁾ 彼が一四一〇年に死ぬまでの一〇年間、プファルツの君主がドイツの国王となった。ループレヒトの国王統治は、プファルツ領邦の王権の基盤としての狭隘さや、マインツ大司教との伝統的な領邦政治上の対立などに妨げられて、多くの限界に直面することとなったが、それでもこの国王のもとでプファルツは、エルザスの帝国ラントフォークタイなど、エルザス・オルテナウを中心に多くの国王領の質入れを得て、上ライン方面で支配を更に拡大した。

国王ループレヒトの死後、その遺言に従い、一四一〇年に改めて所領の分割が行われた。宮中伯支配の中核部分で、後述のように不可分と定められたいわゆるKurpfalziumと、直近の国王領質入れなどは、最年長のルートヴィヒ三世が継承した。一方、その弟ヨハンは上プファルツなどを（プファルツ・ノイマルクトPalz-Neumarkt系）、シュテファンはジンメルンSimmernなどの地点とライン左岸のツヴァイブリュッケンZweibrücken伯領への期待権などを（プファルツ・ジンメルン・ツヴァイブリュッケン系）、⁽¹⁸⁾ オットーはネッカー流域のモスバッハMosbachなどを（プファルツ・モスバッハ系）⁽¹⁹⁾ 得た。一四世紀の所領分割に比して、この分割は持続的な影響を残し、全体としてのプファルツの勢力はやや弱められることとなった。

ルートヴィヒ三世も、帝国およびヨーロッパの政治上（例えばコンスタンツ公会議などで）重要な役割を果たしつつ、⁽²⁰⁾ 領邦支配の拡大にもつとめた。後述のように、ライン宮中伯の支配拡大にとって、国王領の質入れが非常に重要な意味を持っていたが、この時期には既にライン地方やエルザスの国王領は大半が質入れされてしまったため、以後は地方の競争相手、特にマインツ大司教との競争が一層激しくなっていく。もともと、ルートヴィヒ三世は一四二〇年代末以降、病気のため次第に統治能力を失っていった。

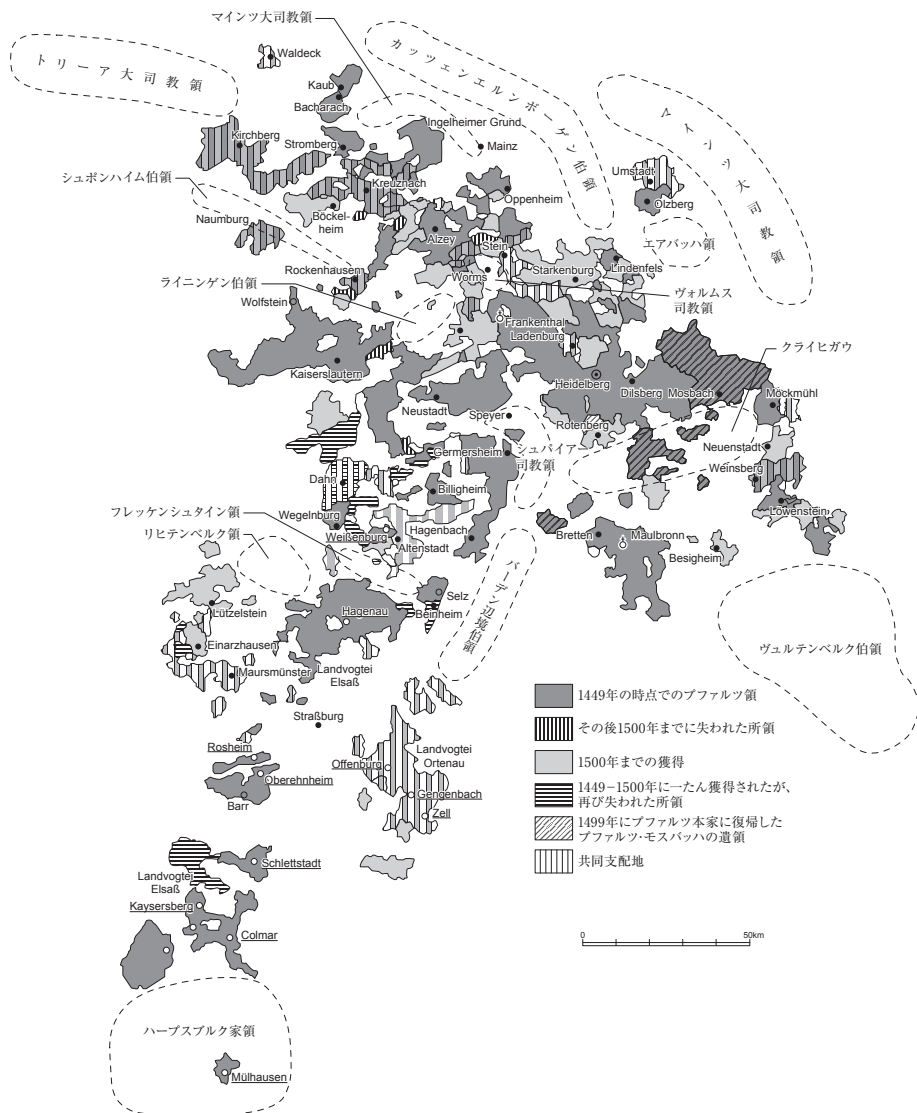
一四三六年にルートヴィヒ三世が死ぬと、その弟でプファルツ・モスバッハ系のオットーが、年若い甥のルートヴィ



1410 年の所領分割

Meinrad SCHAAB, Geschichte der Kurpfalz, Bd. 1 : Mittelalter, Stuttgart u. a. 1988, S.147 の地図をもとに作成。

中世後期ドイツにおけるライン宮中伯の領邦支配とヘゲモニー（1）



宮中伯フリードリヒ1世およびフィリップのもとでの プファルツ領邦の発展（1449 - 1500年）

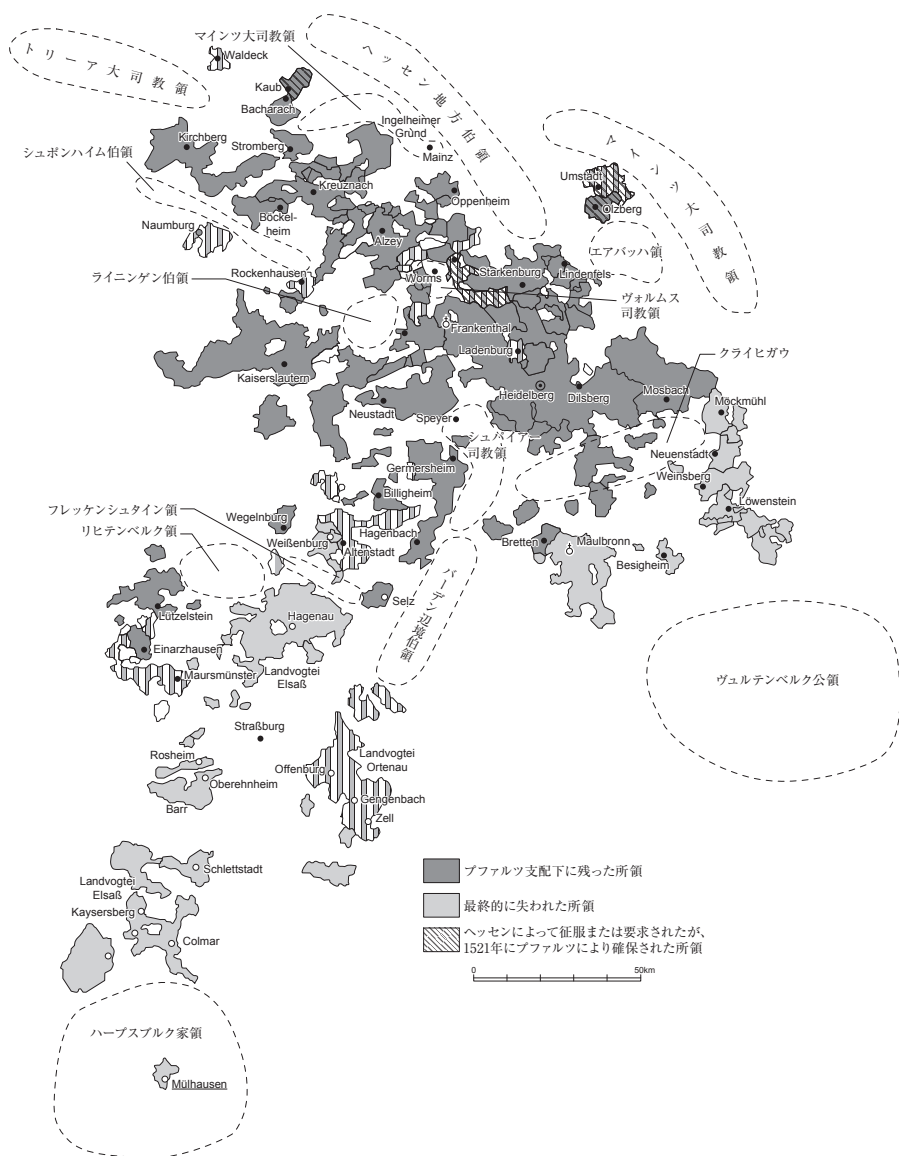
Meinrad SCHAAB, Geschichte der Kurpfalz, Bd. 1 : Mittelalter,
Stuttgart u. a. 1988, S.188 の地図をもとに作成。

と四世のために後見人をつとめた。一四四二年には、ルートヴィヒ四世が成年に達して統治を開始し、フランスから侵入した「アルマニャック」傭兵団の撃退などにつとめたが、早くも一四四九年に死去した。

このときルートヴィヒ四世の遺児フィリップはわずか一歳であったが、ここでルートヴィヒ四世の弟フリードリヒ一世が統治を掌握することとなった。⁽²⁾フリードリヒ一世には、元来独自の所領が割り当てられていたが、彼はみずからの諸侯領を創設する道を選ばず、一四五一年にフィリップを養子とし、みずからプファルツ本領の支配者となった。その際は、生涯結婚せず自分の死後はフィリップに支配権を継承させることを約束した。(もともと、後述のように、フリードリヒは後にアウクスブルクの女性クララ・トット(デット) Clara Tott (Det) との内縁関係を正式の結婚とし、その子らにはいくらかの所領が与えられた)。この異例の措置は、教皇や他の選挙侯からは承認されたが、皇帝フリードリヒ三世の承認を得られず、皇帝との対立関係はその後も続くこととなった。このフリードリヒのもとで、プファルツの政治的地位は更に上昇し。中世における最盛期に近づいた。彼は歴代の宮中伯の中では異例なことに、軍事的成功を通じて領邦支配を拡大し、ヘゲモニーを強化した(それゆえ Friedrich der Siegreiche と呼ばれる)。とりわけ一四六〇年にプフェッダースハイム Pfeddersheim 近傍でマインツ大司教とその同盟者たちを破り、また一四六二年にはゼッケンハイム Seckenheim でバーデン、ヴュルテンベルクなどの軍を破り、君主たち自身をはじめ多くの敵を捕虜にした。その他、エルザス方面などでもリュッツェルシュタイン Lützelstein 城を包囲攻略するなどして、更に支配を拡大していった。

一四七六年にフリードリヒ一世が死ぬと、フィリップがみずから統治を行った。彼も領邦拡大政策を継続する。彼のもとで、一四九九年にノイマルクトとモスバッハの分家の支配が、断絶によりプファルツ本家の手中に帰した。しかしフィリップは、その子ループレヒトとバイエルン・ランズフート公ゲオルクの相続娘エリーザベトの夫妻に、ゲオルク

中世後期ドイツにおけるライン宮中伯の領邦支配とヘゲモニー（1）



ランズフート戦争による喪失（1504／09年）

Meinrad SCHAAB, Geschichte der Kurpfalz, Bd. 1 : Mittelalter, Stuttgart u. a. 1988, S.218 の地図をもとに作成。

の遺産を確保させようとして、皇帝、バイエルン・ミュンヘン公、ヘッセン、ヴュルテンベルク、ニュルンベルク市などと対立関係に入ることとなった。一五〇四年から始まったいわゆるランズフート継承戦争は、一五〇五年にはプファルト側の敗北で終わった。ループレヒトとエリーザベットの夫妻は既に一五〇四年に死去しており、バイエルン・ランズフート公領はバイエルン・ミュンヘン公の支配に統合された。プファルト領邦の中核部は維持されたが、エルザスなど周辺部の所領が数多く失われ、ヘゲモニーと影響力の喪失も含めて、ライン宮中伯にとっては大きな打撃となった。このような失墜を経て、プファルトは近世に入っていくことになったのである。

二. 王権および帝国国制との関係

ライン宮中伯の領邦支配形成は、「はじめに」においても触れたように、王権および帝国国制との密接な関係のもとで遂行された点に、大きな特徴がある。以下この特徴を、いくつかの側面について敷衍してみよう。

(一) 帝国国制上の特殊な地位⁽²²⁾

ライン宮中伯が、中世後期の帝国において七人の選挙侯の一角を占めていたことは、よく知られている。ヴィッテルスバッハ家内部で誰が選挙権を行使するかは、当初未確定の部分が大きかった。前述の一三二九年のパヴィア協定は、この点をも規定して、プファルト系（ルードルフ一世の系統）とバイエルン系（国王ルートヴィヒ四世の系統）が交互に国王選挙権を行使するものと定めた。⁽²³⁾しかし、皇帝カール四世のもとで、一三五六年に成立した金印勅書は、プファ

ルツ系のみに国王選挙権を認め、結果としては以後この定めが貫徹した。ライン宮中伯は、世俗選挙侯の一人として、帝国の大トゥルッフゼス Erztuchsess のタイトルを、やはり金印勅書で正式に認められ、例えば一五世紀前半のルートヴィヒ三世は、ほとんどの証書でこのタイトルを用いた。⁽²⁶⁾

ライン宮中伯は更に、他の選挙侯と同様の国王選挙権以外にも、いくつか特別な地位を持った。一つは、国王に対する裁判官の職であるが、既に一三世紀前半の法書ザクセンシュピーゲルでも言及されていた地位で、やはり金印勅書の中で認められた。⁽²⁸⁾ もっとも、実際にライン宮中伯が、国王が当事者となった事件について裁判官として登場した例は乏しい。確実に伝わるケースとしては、一二七四年に国王ルードルフ・フォン・ハープスブルクがバーメン(ボヘミア)王オットカール二世を訴えた際に、ライン宮中伯ルートヴィヒ二世が裁判官となった例があるが、このときには、皇帝ないし国王が帝国諸侯を訴える場合、裁判官としての権限が古来よりライン宮中伯に属することが、判決により確認されている。⁽²⁹⁾ その他には、一三〇〇年にラインの選挙侯たちと国王アルブレヒト一世が対立した際に、宮中伯ルードルフ一世が、国王について裁判しうるゆえに、他の選挙侯たちによってライン地方へ呼び寄せられたことが叙述史料により伝えられている。⁽³⁰⁾

更に、国王死去後の帝国代理職 Reichsvikariat ⁽³¹⁾ が、ライン宮中伯に認められた。この権限がなにゆえライン宮中伯に属するのも明確ではないが、既にいわゆる大空位時代に、宮中伯が国王不在と見なした状況の中で封の授与などを行なったケースが知られており、⁽³²⁾ 国王が死去して不在の間はライン宮中伯により帝国レーンの授与がなされることは、一三世紀後半の法書シュヴァーベンシュピーゲルにも現れる。⁽³⁴⁾ 一二七六年ごろには国王ルードルフ一世が、ライン宮中伯が古来よりこの権限を有することを認めており、⁽³⁵⁾ 教皇庁との対立の中で一三三四年に国王ルートヴィヒ四世によって公表されたいわゆるザクセンハウゼン上訴の中でも、ライン宮中伯の帝国代理としての権限が教皇に対抗して主張され

ている。⁽³⁶⁾ この帝国代理職も、やはり金印勅書において、ライン地方・シュヴァーベン地方およびフランク法圏についてライン宮中伯に承認され、宮中伯は、裁判の開催、聖職祿の提案、帝国収入の徴収、帝国レーンの授与、宣誓の受領などをなしうることとされた。⁽³⁷⁾ 一五世紀の間に、この権限はライン宮中伯によって何度か実際に主張・行使された他、更に国王がドイツに不在の時や、何らかの事由で統治を妨げられた際の帝国代理の地位も要求されることがあった。例えば、ルートヴィヒ三世は、一四一〇年の父の死後すぐに帝国代理の地位を主張している。また彼は、一四三一年から一四三三年まで、国王ジグスムントのイタリア遠征中にも、帝国代理として振る舞った。⁽³⁹⁾

ライン宮中伯のこのような帝国国制上の特別な地位は、後述の婚姻関係などからうかがわれるように、宮中伯とその家門にドイツ内外で高い権威が認められる基礎となったと考えられる。⁽⁴⁰⁾ しかし宮中伯が帝国国制上高い地位を占めたことの意義は、そうした権威と名声の分野にとどまらない。とりわけ宮中伯の選挙侯としての地位と、それに伴う政治的重要性は、ライン宮中伯と王権との関係に大きな影響を与えたと考えられる。宮中伯は、既に一三世紀後半以来、常に帝国レベルの政治で活発に行動したラインの選挙侯の一角を占める存在であった。⁽⁴¹⁾ 代々の国王にとっては、ライン宮中伯をみずからの政治的路線に引き付け、宮中伯を敵対陣営にまわらせないために、手厚い配慮を行うことが必要となつたのである。その端的なあらわれが、以下で述べる国王領の質入れであつた。

(二) 国王領の質入れとプファルツ領邦の形成

中世後期ドイツにおいて、支配下の所領・城・都市・権利・収入などを質入れすることは、とりわけ一四世紀に、王権および諸侯・貴族によって広く行われた。⁽⁴²⁾ その際、王権によるそれは、質入れといっても、現金を借り入れるのでな

く、奉仕に対する報酬としてなされることが多かった。ライン宮中伯は、中世後期において国王領の質入れを最も多く受けた勢力の一つであった。⁽⁴³⁾

そのような国王領の質入れは、とりわけ一四世紀から一五世紀初めに、ライン宮中伯の領邦支配の拡大にとって、非常に大きな意味を持った。⁽⁴⁴⁾ 重要な質入れに限って時代順にあげれば、一三三〇年に皇帝ルートヴィヒ四世は、ネッカー川流域のネッカーゲミュント Neckargmünd、エーバーバッハ Eberbach、モスバッハ Mosbach、ジンスハイム Sinsheim および ライン左岸のアンヴァイラー Annweiler、ゲルマースハイム Germersheim、トリーフエルス Trübsなどを宮中伯ルードルフ二世、ループレヒト一世、ループレヒト二世に質入れした。⁽⁴⁵⁾ 一三七五年には皇帝カール四世が、宮中伯に、中ラインのオッペンハイム Oppenheim、オーデルンハイム Odernheim、シュヴァープスベルク Schwabsberg、オーバーインゲルハイム Oberingelheim、ニーダーインゲルハイム Niederingelheim、ヴィンターハイム Winterheim、ニアシュタイン Nierstein を質入れから請け出して保持することを認めた。⁽⁴⁶⁾ また既にカール四世が一三六五年に、宮中伯ループレヒト一世に対して、シュトラースブルク司教に質入れされていた上ラインのオッフエンブルク Offenburg、ゲンゲンバッハ Gengenbach、ツェル Zell、オルテンベルク Ortenberg を請け出す権利を与えていたが、⁽⁴⁷⁾ 一四〇九年に国王ループレヒトは、これらの地点とゼルトツセルを息子ルートヴィヒ三世に質入れした。⁽⁴⁸⁾ 一四一三年には、国王ジギスムントによる、エルザスの帝国ラントフォークタイの質入れが続く。⁽⁴⁹⁾ このような処分の結果、プファルツ領邦のかなりの部分は、質入れされた国王領に由来することになったのである。

このような数多くの質入れの背景には、ライン宮中伯の本拠地であったライン地方に伝統的に数多くの国王領が存在していたという事情があるが、とりわけライン宮中伯の政治的重要性とその国王選挙権を考慮して、宮中伯への利益供与として質入れが行われたのであった。⁽⁵⁰⁾

ある都市や村落全体が質入れされた場合、質請け主は、役人の任免や収入の徴収などの点で本来の領主とほぼ同じ権能を獲得し、臣民の服従宣誓を受け、彼らを保護することになった。⁽⁵¹⁾ また、王権によるライン宮中伯への国王領の質入れが解除されて、当該の所領・権利が国王支配に復帰することは、現実にはほとんどなかった。とりわけ、最初に質入れがなされた後、質入れ解除に要する金額が増額されていくことがしばしばあり、そのような場合、質入れの解除は当然困難になった。このような状況は、宮中伯の側でも意識されており、例えば、後述する一三五六年の筆写文書集Kopialbuchでは、ルートヴィヒ四世による質入れに係した証書は、永続的効力を有すべき証書のグループに分類されている。⁽⁵²⁾ しかしそれにもかかわらず、理論的には質入れ解除の可能性が残っていたのは確かであり、また王権が質入れ解除権を第三者（近隣の諸侯など）に譲渡することもあり得た。質入れされた国王領に対するライン宮中伯の支配には、このような独特の不安定さが内包されていたのである。こうした事情は、宮中伯の側から見ても、彼らが王権と密接な政治的関係を保ち、ライヒ政治に関与し続けたことの、一つの要因であったと思われる。例えば、皇帝ルートヴィヒ四世死後のヴィッテルスバッハ派とルクセンブルク家のカール四世との間の王位争いにおいて、一三四九年にプファルツがヴィッテルスバッハ陣営からルクセンブルク陣営に移った背景には、ルートヴィヒ四世時代に獲得された質入れを確保するという考慮があったものと推測される。⁽⁵³⁾ 逆に王権の側からは、質入れ解除金額の増額が、ライン宮中伯との政治的関係を調整する手段として、しばしば用いられた。国王領の質入れ解除の可能性は、近世にはカール五世以降の約束によって最終的に排除されることになるが、⁽⁵⁴⁾ それまでは以上のような形で王権と宮中伯とを結びつける要素となっていたのである。

このように、帝国国制上の高い地位を背景に、ライン宮中伯は、王権から数多くの所領・権利の質入れを受け、それを通じて支配拡大をすすめていった。ライン宮中伯はそのような形で、ライン地方に散在する国王直轄支配の遺産を受

け継ぎつつ、漸進的に領邦支配を構築していったのである。

三. 君主家門の意義

ライン宮中伯が帝国国制において占めた特別な地位と、国王領の質入れに端的に現れた王権との近さは、宮中伯の家門のあり方にも、さまざまな影響を及ぼした。中世後期ドイツの国制史を考える際に、国家からでなく家門から出発すべきことは、一九七〇年代以来指摘され、後述のような宮廷に関する研究の活発化にも現れているように、現在基本的に学界の了解を得ているように思われる。⁽⁵⁵⁾ ライン宮中伯の家門について、以下、いくつかの問題領域を論述しよう。

（一）相続関係の規制（分割相続と長子相続⁽⁵⁶⁾）

中世後期のプファルツ系ヴィッテルスバッハ家の歴史においては、他の多くの家門と同様に、伝統的な分割相続と家門勢力の細分化を回避しようする考慮とのせめぎあいが見られる。⁽⁵⁷⁾ 二つの要素はせりあいつつ、時とともに次第に後者が優越していくが、その過程は決して一直線ではなかった。

ヴィッテルスバッハ家では、前述のように、一二五三年にオットー二世が死んだ後、一二五五年にその子のルートヴィヒ二世とハインリヒの兄弟で分割相続が行われた。⁽⁵⁸⁾ 前者はバイエルン南西部（いわゆる上バイエルン）およびノルトガウ（後の上プファルツ）と並んでライン宮中伯領と宮中伯のタイトルを得た。一方、ハインリヒの方は、バイエルン東部（いわゆる下バイエルン）を獲得し、以後一三四〇年まで彼の子孫がそこを統治した。

一二九四年にルートヴィヒ二世が死去した後、その子のルードルフ一世とルートヴィヒ(後の国王ルートヴィヒ四世)の間では、父の遺産をいかに統治するかをめぐって対立が続いた。⁽⁵⁹⁾当初は、年長のルードルフが、ルートヴィヒの後見人として単独で統治したものの、ルートヴィヒ側からの反発があり、両陣営はいったん戦争状態に陥った。一三一〇年に両者は、顧問たちの参画を得て協定を結び、支配権を分割した。⁽⁶⁰⁾しかし、これはうまく機能せず、一三一三年には、再度協定が結び直されて、共同統治が試みられた。⁽⁶¹⁾その後、王位争いも絡んで今度はルートヴィヒが、プファルツも含めてほぼすべての支配を事実上掌握する。⁽⁶²⁾しかしそれに対して、一三一九年に死んだルードルフ一世の寡婦メヒティルトと遺児らが抵抗し、この対立は、一三二九年になって、ようやく解決を見たのであった。

一三二九年のパヴィアの協定 *Hausvertrag* は、ヴィッテルスバッハ家の歴史にとって大きな意味を持つことになった。⁽⁶⁴⁾この協定により、ルードルフ一世の子孫たち(彼の子のルードルフ二世とループレヒト一世、彼らの兄で早世したアードルフの子のループレヒト二世)がライン宮中伯領を、一方皇帝ルートヴィヒ四世とその子らが上バイエルンを得た。一方の家系が断絶した場合には他方の家系に相続権があるものとされ、また国王選挙権は前述のようにプファルツ系とバイエルン系が交代で行使するものとされたが、この取り決めにより結果として、プファルツ系とバイエルン系は分離することとなったのである。

その後、一三三八年に、今度は、プファルツ系の三人の間で支配権が分割された⁽⁶⁵⁾が、しかし一三五三年のルードルフ二世の死後、ループレヒト二世は結局実質的に統治権をほとんど行使しない状況になり、⁽⁶⁶⁾事実上ループレヒト一世の単独支配に近い状態が出現した。

一三五六年の金印勅書は、国王選挙権者を確定するため、世俗選挙侯について選挙権の長子相続を規定するとともに、⁽⁶⁷⁾世俗選挙侯領の分割を禁止した。⁽⁶⁸⁾また、金印勅書前半部の成立直前、一三五五年二月に、ループレヒト二世は

国王選挙権をループレヒト一世にゆだね、ループレヒト一世の存命中は彼が選挙権を行使することが、皇帝カール四世および他の選挙侯の前で決定された⁽⁶⁹⁾。

一三五七年にループレヒト一世とループレヒト二世は、相続契約に合意した⁽⁷⁰⁾。ループレヒト一世が息子なくして死んだ場合、ループレヒト二世とその子孫が、ループレヒト一世が遺した全支配を継承することが宣言された。その際、ループレヒト二世の系統は長子単独で支配権を継承するものとされた⁽⁷¹⁾。プファルツの歴史において、ここではじめて、長子単独相続が登場したのである。分割相続を排除するこの措置は、前年の金印勅書の内容と符合するものであったが、金印勅書への明示的言及がなされているわけではない。また、ループレヒト一世の支配下の封臣、ブルクマン、市民、アムトマンは、ループレヒト二世の長子以外の者に服従してはならないとされた⁽⁷²⁾。長子単独相続制を、こうした形で補強しようとしたのである。

この後注目すべき措置として、一三六八年には、ループレヒト一世と二世によって、いわゆるKurpräzipuumが設定された⁽⁷³⁾。これは、不可分かつ常にプファルツ支配下にとどまるべきものとされた所領で、具体的には、シュターレックStaldeck城、バッハラッハBachrach市と周囲の所領(いわゆるViertälergemeinde)、シュタールベルクStahlberg城、カウプKaubの城と都市およびライン川中のプファルツグラーフエンシュタインPfalzgrafenstein、フルステンベルクFuerstenberg城、アルツアイAlzeyの城と都市、ノイシュタットNeustadt (an der Haardt)市とヴォルフエンベルクWolfenberger城、ラインのマンハイムMannheim城、ヴァインハイムWeinheimの城と都市、ハイデルベルクHeidelbergの両城と都市、デイルスベルクDisbergの城と都市、リンデンフェルスLindenfelsの城と都市が、これに属するものとしてあげられている。これらはライン地方における宮中伯の支配の中核的拠点であって、多くは既に一二、二三世紀からライン宮中伯の支配下にあった。今後宮中伯は、これら売却、質入れ、譲渡、交換、寄進したり、

寡婦産や持参金などとして譲渡したりしてはならず、これらは永久にプファルツにとどまり、かつ一人の宮中伯のもとにとどまる（したがって分割相続の対象にもならない）こととされた。⁽⁷⁴⁾ここで「プファルツ Pals」概念が、君主とその家門のメンバーから区別されて所領の帰属先として登場していることは注目される。また上記のプファルツ所領の役職保持者と臣民も、この取り決めの遵守を誓約するべきであり、この取り決めに確認しない宮中伯に服従してはならないとされた。⁽⁷⁵⁾「プファルツ」概念とセットになって、役職保持者と臣民も、君主個人とは区別された政治体の要素として現れ、役割を与えられることとなったのである。ただし、Kurprinzium はライン宮中伯支配の中核部分に限定されていたのであるから、このような「プファルツ」と宮中伯の支配全体との間には、ずれがあることにも注意する必要がある。更に、ここで言う一人の宮中伯が長子であるという規定はなく、長子相続は明示されていない。前述のずれを考慮すれば、このときの決定は、分割相続を完全に排除するものでもなかった。また、金印勅書に対する言及はなく、国王選挙権もまったく登場しない。その限りでは、選挙と関係した Kurprinzium という表現をこの時点で用いるのはミスリーディングであるとも言える。⁽⁷⁶⁾むしろ、これ以外の財産は分割しようと読むならば、このときの協定は、金印勅書の分割相続禁止を空洞化するものと見ることもできるのである。

一三七八年には、Kurprinzium は更に拡大され、⁽⁷⁷⁾今や上プファルツの所領も含まれることになった。具体的には、アムベルク Amberg の城と都市、ヴァルデック Waldeck 城、ケムナート Kemnath 市、ヘルフェンシュタイン Helfenstein、ヘムスベルク Hemsberg、ムーラッハ Murach の諸城、ナプブルク Naburg 市、リュードン Riden 城があげられている。いずれも上プファルツにおける重要な支配拠点である。あとは、ほぼ一三六八年の規定が繰り返されており、「プファルツ」では一人の宮中伯が支配すべきものとされている。しかし、それが長子であるとはやはり書かれていない。

一三九五年には、ループレヒト二世とループレヒト三世（当時、ループレヒト、フリードリヒ、ルートヴィヒ、ヨハン、シュテファン、オットーの六人の男子を持っていた）が、いわゆる「ループレヒトの定め Rupertinische Konstitution」によって、相続問題など国制上の重要事項を規定した。⁽⁷⁸⁾ この文書は、後述のように結局発効することがなかったとはいえ、非常に興味深い内容を含んでおり、この時点での宮中伯の支配観念を知るうえで重要である。それゆえ以下、詳しく内容に立ち入ってみよう。

このとき宮中伯たちは、まず従来の取り決めと Kurpräzipuum を確認した。しかしその際、長子が全所領の単独支配者となるとされていることは、注目される。⁽⁷⁹⁾ 上述のように、このことは一三六八年および一三七八年の決定では明言されていなかったのである。一三九五年時点ではループレヒト一世の死（一三九〇年）によって、プファルツの支配権はループレヒト二世の系統に集中されており、ここで長子単独支配が登場するのは、こうした家門事情が原因であろう。この状況がそれ以前に設定された Kurpräzipuum にいわばさかのぼって適用されているのである。

更に、宮中伯の支配の形容として「選挙侯領 kurfurstendum」が、このときになって使われているのも目を引く。これも従来の決定にはなかった表現である。また、プファルツ支配に属するレーンは、もっぱら長子が授封すべきものとされた。⁽⁸⁰⁾ 宮中伯たちは、従来の Kurpräzipuum に、更にオッツベルク Otsberg、ヘリング Hering、ウムシュタット Umstadt、シュタインベルク Steinberg、ヒルスバッハ Hilsbach、ジメルン Simmern の城と都市、シュトロムベルク Stromberg を付け加えた。⁽⁸¹⁾

宮中伯の全所領は、基本的にループレヒト三世の長子ループレヒト・ピパン（ループレヒト四世）が相続するものとされたが、次子フリードリヒにも一〇〇〇グルデンの年金が約束され、それに対応する城などが割り当てられることとされた。一方それ以外の子については長子ループレヒト四世がしかるべき配慮をすることだけが規定された。また次

子以下の系統が断絶した場合、その所領は長子の系統に復帰するべきものとされた。⁽⁸²⁾ もっとも、次子以下の系統が婚姻等を通じて現在のプファルツ支配以外の別の所領を獲得した場合には、それらはその系統とその相続人のもとにとどまる。⁽⁸³⁾

相続人たちの間での紛争は、後述の一三人委員会の決定にゆだねられる。⁽⁸⁴⁾ この一三人委員会は、ライン右岸での問題に関してはハイデルベルクに、ライン左岸での問題に関してはノイシュタットかアルツァイに集まり、調停ないし仲裁判決によって、プファルツ家門メンバー間の争いを解決する。⁽⁸⁵⁾

次子以下の系統は、攻撃されたり不法を被ったりした場合とは別として、長子系統の同意がなければ戦争を行うことができない。一方長子系統も、相続人および一三人委員会の同意がなければ、自己のための、または不注意からの戦争を、自分と同等かより強力な相手に対して行うことはできない。⁽⁸⁶⁾

長子系統の成人年齢は二〇歳とされたが、国王選挙権の行使は例外とされた。⁽⁸⁷⁾ この点については、金印勅書への明示的言及はなされていないとはいえ、国王選挙権に関して一八歳をもって成年とする金印勅書の規定が意識されたのであろうと思われる。

また宮中伯は、一三人委員会の助言と同意なしに臨時の租税 *groß ungewöhnlich sture oder scheczunge* を徴収することができないとされたが、毎年通常支払われる租税 *gewonlich klein sture* は問題なく徴収しうるものとされた。⁽⁸⁸⁾

宮中伯の支配全体にかかわる重要事案とライン地方の事案を管轄する一三人委員会が設置されるが、そのメンバーは、シュボンハイム（・フィアンデン）Sponheim-Vyanden 伯ジーマン、ライニンゲン Leiningen 伯フリードリヒという中ライン左岸地方に宮中伯の支配とあい接して根拠地を持つ二人の伯と、宮中伯の *dinere* である、エーバーハルト・シェンク・フォン・エアバッハ（大）Ebrhart Schenck von Erpach der Aeltere、ヴィプレヒト・フォン・ヘルムシュタッ

ト Wyprecht von Helmstat' アルブレヒト・フォン・フェニンゲン Albrecht von Venigen' ヨハン・ケメラー・フォン・ダルベルク Johan Kemmer gen. von Dalburg (宮廷長官 Hofmeister)' プレミンナー・フォン・シュタイン Brenner vom Stein' タン・クネーベル Tame Knebel' ルードルフ・フォン・ツァイスカム Rudolf von Zeilken' ハンス・フォン・ヒルシホルン Hansen von Hirschhorn' ヘネプン・フォン・ジッキンゲン Henneman von Sickingen (ノイシュタットのヴィッツトゥーム Vitzum)' ディーター・フォン・ハントシユースハイム Dyther von Hentzshheim' クンツ・ラントシャート・フォン・シュタイナッハ Conzen Lantschaden von Steinach' であり、彼らが上述のようにプファルツ家門メンバー間の争いの解決にあたることとされた。委員会は永続的な機関として構想され、将来メンバーが欠けた場合は、単独支配する宮中伯によって補充されるべきものとされた。⁽⁹⁰⁾ 伯以外のメンバーは、いずれも中ライン地方の下級貴族で、プファルツの役職を占めていた者がいることからわかるように、また後述するライン宮中伯宮廷の構成においても詳しく示されることになるように、宮中伯と緊密な関係にあり、その支配を支えていた者たちであった。

一方、上プファルツに関しては別に七人委員会が設置され、プファルツ家門間で上プファルツの所領に関して争いが起きた場合、アムベルクに集まって調停ないし仲裁にあたるものとされた。ただし、問題が重大な場合は、七人委員会はそれを一三人委員会に送り、一三人委員会が最終的判断を下すものとされた。七人委員会の具体的メンバーは、カステル Castel 修道院長オットー、ウルリヒ・デア・シユタウファー Ulrich der Stauffer' ハンス・デア・ヘッケル Hans der Heckel' アルトマン・デア・ケムナーテ Altman der Kennater' カスパー・デア・シユヴェプファーマ Caspar der Sweperman' オルトリープ・デア・ヴォルフエ Ortlb der Wolfe' アムベルクのラントシユライバー Landschreiber コンラートであった。⁽⁹¹⁾

その他、ハイデルベルク大学は将来にわたって維持・振興されるべきこと、聖職者は宗教的職務に集中するために世

俗役職を兼ねるべきでないこと、ユダヤ人と高利貸しは追放されるべきこと、などが規定された。⁽⁹²⁾

また、今後書かれた法がまとめられ、それにしたがって裁判がなされるべきこととされているのも注目される。この規定は、もっぱらライン地方の所領が対象となっている。現状認識として、皇帝法と書かれた法がラインの所領では廢れているとされており、それゆえ書かれた法が再び書かれ、まとめられるべきものとされる。ただし、こうしてまとめられた法が、慣習等を考慮して修正される可能性も、許容されている。⁽⁹³⁾

取り決めの周知と実効性に関しても注目すべき配慮がなされた。すなわち、取り決めの証書は合計一〇通作成されることとされ、長子系統、次子以下の系統、一三人委員会、七人委員会、ハイデルベルク、アルツアイ、ノイシュタット、バツハラツハ、カウプ、アムベルクおよびハイデルベルク大学がそれぞれ一通を持つこととされた。各都市では年一回（六月二四日の洗礼者聖ヨハネの祝日に）取り決めが公開の場で読み上げられるものとされた。宮中伯もその役職者たちも、今後、取り決めを遵守することを誓約する。宮中伯がそれを怠る場合は、一三人委員会および七人委員会がそうするように促す。取り決めの証書は、宮中伯たちだけでなく、一三人委員会、七人委員会および上述の諸都市によっても印章を付されることとされ、加えてループレヒト三世の義父にあたるニュルンベルクのブルクグラフ、フリードリヒが、いわば取り決めの保証者として印章を付すものとされた。⁽⁹⁴⁾

この取り決めは結局発効しなかったが、この時点での長子相続制の進展を示す注目すべき文書である。またこの取り決めは相続関係規定を中心としつつも、上述のように、法・教会・経済・大学政策にかかわる条項をも持つており、後に領邦の政策分野として展開していく要素を萌芽的に含んでいる。これらの要素が、相続という君主家門の重大案件に付随する形で登場していることも注目されるのである。

この一三九五年の取り決めのかなりの部分は、一四〇一年の国王ループレヒトの遺言に取り入れられたが、しかしそ

の一方で、この遺言は既により強く分割相続への志向を示していた。遺言はその後実行され、結局一四一〇年に分割相続が行われた。⁽⁹⁷⁾ このときの措置は、金印勅書の規定を念頭に置きつつなされたと思われる。いまや狭義の「プファルツ」ととらえられた Kurpräzipuum は、国王選挙権とともに、分割されずに存命中の最年長子であったルートヴィヒ三世に割り当てられた。⁽⁹⁸⁾ その他の所領については、四人の子の間で分割が行われた。このようにして、金印勅書の分割禁止規定と分割相続との両立がはかられたのである。このときの分割が、全体としてのライン宮中伯の勢力を弱めたことは前述のとおりであったが、他方で、金印勅書の規定およびプファルツ家門の政治的利害と分割相続とをおりあわせる妥協点が見出されたことの意味は小さくなかった。

すなわち一四一〇年の方式は、基本的にその後も踏襲されることとなったのである。⁽⁹⁹⁾ 一四二六年のルートヴィヒ三世の遺言、および一四三六年の彼の死後のその実行は、いずれも長子が国王選挙権・Kurpräzipuum・その他の支配権を継承し、次子にもある程度の所領を割り当てるという形をとったのであった。

一四四七年のルートヴィヒ四世の死後、その弟のフリードリヒ一世が兄の子フィリップの後見人となった。⁽¹⁰⁰⁾ これは、金印勅書の規定どおりの対応である。⁽¹⁰¹⁾ しかし、フリードリヒは更に進んで、一四五一年に、フィリップと養子縁組（いわゆる Arragation）を行った。⁽¹⁰²⁾ ところが、フリードリヒ一世は結婚しないと約束していたにもかかわらず、実際はアウクスブルクの市民家系出身の愛人クララ・トット（デット）Klara Tott (Det) と一四七一年に密かに結婚する。二人の関係は以前からのもので、間には子どもも生まれていた。⁽¹⁰³⁾ 一四七二年には、フリードリヒはフィリップに、結婚の権利と子どもたちへの所領分与を認めさせた。⁽¹⁰⁴⁾ 中核部以外の所領を分割相続するという対応は、ここでもなお生き続けたわけである。もっとも、一四七六年にフリードリヒが死ぬと、フィリップはただちにその子ルートヴィヒに所領放棄を行わせ、所領の分散に歯止めをかけた。⁽¹⁰⁵⁾ 一五世紀後半以降のプファルツ選挙侯家は、分割相続による勢力の弱体化

を回避するという要請と、家門の男子にふさわしい生活環境を与えるという要請とを両立させるために、相続に与らない男子を大司教・司教のポストに就けるという政策をすすめていく。⁽¹⁰⁾

以上のようにプファルツでは、およそ一四〇〇年前後の試みにより、深刻な支配分割を回避しつつ家門メンバーをしかるべく養うという体制が成立することになった。中世後期プファルツ家門の相続をめぐる展開は、一方で、伝統的な分割相続を克服して家門の勢力を維持しようとする傾向が次第に前面にあらわれてくることを示すとともに、他方で、家門のメンバーにそれにふさわしい地位と基盤を保証するという家門的配慮が根強く存続したことをも示している。結果として分割相続は行われなくなり、そのことは領邦の安定化にとって大きな意味を有したのではあるが、それは必ずしも君主家門から独立した、抽象的な国家の成立を意味したわけではなかった。そして、この帰結には、やはり金印勅書の分割禁止規定が大きな影響を及ぼしたと思われるのであり、国王選挙権という分割できない権利との関係で、不可分の支配が析出されてきたのであった。

(二) 婚姻関係⁽¹⁰⁾

君主家門において、メンバーの婚姻は、相続と並んできわめて重要なイシューである。君主家門の婚姻関係と婚姻政策は、当該家門の狭義の領邦支配を越えて、広い範囲で展開される要素であった。

プファルツの婚姻関係を確認してみると、当時のライヒおよびヨーロッパの君侯社会の中で、国王に匹敵する高い威信がこの家門に認められていたということがわかる。⁽¹⁰⁾

ライン宮中伯は、二三世紀後半から一四世紀にかけて、多くのドイツ国王と姻戚関係を結んだ。ルートヴィヒ二世は、

一二七四年に後妻として、国王ルードルフ・フォン・ハープスブルクの娘メヒティルトを迎えた。ルードルフ一世とルートヴィヒの兄弟は彼女から生まれた。ルードルフ一世は、国王アードルフ・フォン・ナッサウの娘メヒティルトを妻とした。その子で一三二二年に早世したルートヴィヒは、国王ハインリヒ七世の娘マリアと婚約していた。ルードルフ二世の娘アンナは国王カール四世と結婚するが、彼女が生んだヴェンツェルは一三五一年に夭折し、彼女自身も一三五三年に死去した。

ルードルフ二世・ループレヒト一世以後の宮中伯の配偶者選びを見ると、ルードルフ二世の最初の妻はケルンテン公家のアンナ、二番目の妻はシチリア王家のマルガレーテであった。また、ループレヒト一世の最初の妻は、フランドル・ナミュール伯ヨハン一世の娘エリーザベト、後妻はユーリヒ・ベルク公ヴィルヘルムの娘ベアトリクスであった。ループレヒト二世は、シチリア王ペーター二世の娘ベアトリクスを妻に迎えた。ループレヒト三世(国王ループレヒト)はニュルンベルクのブルクグラーフ、フリードリヒ五世の娘エリーザベトと結婚した。彼の息子ルートヴィヒ三世はイングラント王ヘンリー四世の娘ブランカと結婚し、⁽¹⁰⁾彼女の死後は、サヴォイ公家のマティルデを妻に迎えた。ルートヴィヒ四世は、サヴォイ公アマデウス八世の娘マルガレーテと結婚するが、彼女はナポリ王であったアンジュー家のルイの寡婦であった。⁽¹¹⁾彼の養子フィリップの結婚相手として、宮中伯フリードリヒ一世は当初、中ライン地方に富裕な支配を誇ったカッツェンエルンボーゲン Katzenelbogen 伯の娘オットーリーエや、ブルゴーニュ公シャルルの娘マリアなどの相続娘との結婚を策したが実現せず、最終的にフィリップは、バイエルン・ランズフート公ルートヴィヒ(富裕公)の娘であったマルガレーテと結婚した。

それ以外の家門メンバーの結婚相手も、具体的な所領政策が関係しない場合は、概して諸侯家門であった。ループレヒト三世(国王ループレヒト)の多くの子どもたちのうち、早世したループレヒト・ピパンは中ライン地方でプファル

ツの支配に接して所領を有したシュボンハイム伯家のエリーザベトと結婚した。娘マルガレーテは、ロートリンゲン公カール一世に、アグネスはクレーヴェ公アードルフに、エリーザベトはオーストリア（・ティロール）公フリードリヒに嫁いだ。ヨハンの最初の妻は、ボンメルン公家のカタリナ、二番目の妻はバイエルン・ミュンヘン公家のベアトリクスであった。シュテファンは、やはり中ライン地方で宮中伯支配の近くに所領を有したフェルデンツ伯の相続娘であったアンナを妻とし、オットーはバイエルン・ランズフート公家のヨハナを娶った。ルートヴィヒ三世の娘メヒティルトは、最初の結婚でヴェルテンベルク伯ルートヴィヒ一世に、二度目の結婚で皇帝フリードリヒ三世の弟のオーストリア公アルブレヒト六世に嫁いでいる。

以上のようなブファルツの婚姻関係は、家門の占めた高い地位とドイツ王権との密接な関係を確認するものであるとともに、この家門がドイツ内部にとどまらないヨーロッパの君侯社会の中で活動していたことに、改めて注意を促すものでもある。君主家門の意義を重視することは、このような側面を前景に引き出すことでもあるのである。

（三）墓所の選択

貴族家門の確立と家門意識のあり方にとって、墓所が重要な意味を持ったことは、よく知られている。⁽¹¹²⁾ ライン宮中伯の墓所は、中世後期の間に興味深い変遷を経験した。⁽¹¹³⁾ 墓所選択には、そのときどきの支配観と領邦の構造に加えて、政治的状况やその人物の家門内部での位置も影響したものと思われる。⁽¹¹⁴⁾

まずハイデルベルク東方のシトール派修道院シェーナウ *Schonau* が墓所となり、⁽¹¹⁵⁾ ルードルフ一世の息子で一二二七年に早逝したアードルフが、ここに葬られた。この修道院は、ヴィッテルスバッハ家以前の、シュタウフェン家やヴェル

フエン家の宮中伯が葬られていた場所でもあり、この選択には宮中伯としての伝統に結びつこうとする意思が示されていると見てよいであろう。それまでのヴィッテルスバッハ家のメンバーはおおむねバイエルンの修道院に葬られていたが、それに対してアードルフの墓所の選定は、当時なお宮中伯領を争っていた皇帝ルートヴィヒ四世などのバイエルン系ヴィッテルスバッハ家に対して、支配権を主張するルードルフ系（プファルツ系）ヴィッテルスバッハ家の姿勢をあらわすものと考えられる⁽¹⁶⁾。

次に墓所として選ばれたのは、ノイシュタット Neustadt (an der Haardt ならぬ an der Weinstraße) の聖エギディウス参事会教会 St. Aegidien Stiftskirche であった。ノイシュタットは、早くからプファルツ支配の拠点の一つであり、宮中伯ルードルフ二世がその晩年の大半を過ごした都市でもあったが、一三三三年にルードルフ二世が死去した際に、彼はこの教区教会 Pfarrkirche であった聖エギディウス教会を共住聖職者教会 Kollegiatsstift 化するよう遺言し、一三五六年にループレヒト一世がこの遺言を実行した⁽¹⁷⁾。その後、教会は大規模に増築され、この二人の宮中伯がここに墓所を得ることとなった⁽¹⁸⁾。この選択の背景には、外界との接触が制限され、また独自の修道会組織に属するシトー派修道院に対して、領邦の重要都市の一つに、より接近しやすく、また君主の意向がより反映しやすい墓所教会を設立するという宮中伯の意向が想定されうるのである。実際、ノイシュタットの教会は、リンブルク Limburg 修道院のザリア墓所、ミュンヘンのリープフラウエン Liebfrauen 教会、プラハのファイト Veit 大聖堂などの国王墓所の他、パリのサントシャベルをも参看しつつ増築されたが、そこには一三五六年の金印勅書で認められた選挙侯としての地位を表現し、他の有力家門に匹敵する威信を示そうとするループレヒト一世の意図を見ることができかもしれない⁽¹⁹⁾。ループレヒト一世はまた、一三七九年と一三八三年の二度にわたって、ノイシュタット教会に多くの聖遺物を寄進して、自身の魂の救いに配慮するとともに、この墓所教会の聖性と影響力を高めるようつとめた⁽²⁰⁾。

一三九八年に死去したループレヒト二世は、再び父アードルフと同じシェーナウに葬られ、プファルツ家門の内部でこの系統の独自性を示したが、その子ループレヒト三世が国王位を得ることによって、プファルツの墓所選択は画期的な変化を見せる。今や領邦の「首都」ハイデルベルクの教会が、聖霊参事会教会 Heiliggeiststift⁽¹²⁾へと拡充され、君主家門の祈念と記憶における中心となる。教会は、ザーリア以来多くの国王が葬られていたシュパイアー Speyer の大聖堂を手本として増築され、いわば国王礼拝堂 capella regia⁽¹³⁾として構想された。この聖霊参事会教会の整備とともに決定的な墓所教会が出現し、国王ループレヒト夫妻がここに墓所を持ったのに続いて、以後の宮中伯や家門メンバーは、基本的にこの教会に葬られることとなったのである。⁽¹⁴⁾ もっとも、著しい例外は宮中伯フリードリヒ一世で、彼は家門内部での傍系的地位を反映して、ハイデルベルクのフランチェスコ会修道院に墓所を得たが、彼がそこに当時ドイツではまだ珍しかった二層式墓碑を設置させたことは、この君主の権勢と自己意識をよく示すものであろう。⁽¹⁵⁾

これら宮中伯たちの墓碑は、多くの場合、教会内では一般信徒の近づけない場所にあり、したがってそこで行われる儀式についても広い範囲の人間に達する作用を期待することはできなかった。⁽¹⁶⁾ しかしそれでも、ループレヒト一世以後、宮中伯の命日の周年祈祷が導入され、そのための寄進がプファルツ各地の教会になされたことは、家門と結びついたプファルツ意識の醸成を考えるうえで、興味深い展開である。⁽¹⁷⁾ 更に、プファルツ系ヴィッテルスバッハ家の埋葬・祈念上の構想にバイエルンのヴィッテルスバッハ家からの影響が見られることは、領邦国家史としては別々に論じられてきたプファルツとバイエルンの間に家門を通じた相互関係が存したことを想定させ、やはり興味深い点である。⁽¹⁸⁾

(1) Otto Brunner, Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Österreichs im Mittelalter. 1.

Auft. 1939, 3. Aufl. 1943, 4. Aufl. 1959.

- (c2) ヨシタカ・ Ernst SCHUBERT, *Fürstliche Herrschaft und Territorium im späten Mittelalter* (Enzyklopädie Deutscher Geschichte, Bd. 35), München 1996, S. 52 ff. 日本語文献として、服部良久「ドイツにおける領邦形成と貴族社会」『岩波講座 世界歴史 ハ ヨロップの成長 一 一五世紀』(一九九八年 岩波書店) 二〇一—二二〇頁。また、ブルンナー学説の学問史的背景と位置については、西川洋一「Volksgeschichte Ⅱ Verfassungsgeschichte」『国家学芸雑誌』一〇九卷九・一〇号(一九九六年) 一三〇—一七一頁および同「オットー・ブルンナーの「ラング」論をめぐっての問題」『国家学芸雑誌』一二三卷一・二号(二〇一〇年) 一〇八—一五八頁を参照。

- (c3) Peter MORAW, *Die Entfaltung der deutschen Territorien im 14. und 15. Jahrhundert*, in: Gabriel SLAGI (Hg.), *Landesherrliche Kanzleien im Spätmittelalter*, Bd. 1, München 1984, S. 61-108, S. 74; E. SCHUBERT, a. a. O. (註c2), S. 52; Hartmut BOCKMANN, *Heinrich DORMEIER, Konzilien, Kirchen- und Reichsreform (1410-1495)*, (Gebhardt, Handbuch der deutschen Geschichte, 10. Aufl., Bd. 8), Stuttgart 2005, S. 155. 中世後期ラインの諸侯領邦についての新しい概観として、Werner PARAVICINI (Hg.), *Höfe und Residenzen im spätmittelalterlichen Reich. Ein dynastisch-topographisches Handbuch*, Teilbd. 1: *Dynastien und Höfe*, (Residenzenforschung, Bd. 15, 1), Ostfildern 2003, S. 418-915. 諸侯身分に属するライーン・クルの領邦支配についての網羅的なアンバッシュマンとして、Werner PARAVICINI (Hg.), *Höfe und Residenzen im spätmittelalterlichen Reich. Grafen und Herren*, 2 Teilbde., (Residenzenforschung, Bd. 15, 4), Ostfildern 2012. 諸侯領邦の研究状況について、Karl-Heinz SPIESS, *Research on the Secular Princes of the Holy Roman Empire: State-of-the-Art and Perspectives*, in: Thorsten HUTHWELKER et al. (eds.), *Princely Rank in Late Medieval Europe. Trodden Paths and Promising Avenues*, (RANK, Politisch-soziale Ordnungen im mittelalterlichen Europa, Bd. 1), S. 27-47 ㊦㊧ Andreas BIRNER, *Research on the Ecclesiastical Princes in the Later Middle Ages: State-of-the-Art and Perspectives*, in: Ebenda, S. 49-70 も参照。なお、日本語文献で、領邦の多様性を指摘するものとして、服部良久「前掲(注c2)」二二五—二二八頁。
- (4) 本稿では、ライン宮中伯の地位およびその領邦支配をプファルツと呼ぶ。歴史上のプファルツ概念の多様性について、Hansjörg PROBST, *Die Pfalz. Als historischer Begriff*, Mannheim 1984 ㊦㊧ Franz STAAB (Hg.), *Die Pfalz. Probleme einer Begriffsgeschichte vom Kaiserpalast auf dem Palatin bis zum heutigen Regierungsbezirk*, (Veröffentlichungen der

Palzischen Gesellschaft zur Förderung der Wissenschaften in Speyer, Bd. 81). Speyer 1990 年参照。

- (5) 中世後期のライプツハイム伯領（フントマン）の歴史について基本的な史料要録として、Regesten der Pfalzgrafen am Rhein 1214-1508, Bd. I: Regesten der Pfalzgrafen am Rhein 1214-1400, bearb. v. Adolf Koch und Jakob Wille, Innsbruck 1894, Bd. 2: Regesten König Ruprechts, bearb. v. Graf L. v. OBERNDORFF, Nachträge, Ergänzungen und Berichtigungen zum I. und II. Band, Namen- und Sachregister zum II. Band, bearb. v. Manfred KREBS, Innsbruck 1939. 断片的な証書集では主に以下の史料集や重要な証書を参考して作成したものである。Franz Michael WITTMANN (Hg.), Monumenta Witebsbacensia, Urkundenbuch zur Geschichte des Hauses Witebsbach, 2 Bde., (Quellen und Erörterungen zur bayerischen und deutschen Geschichte, Alte Folge, Bd. 5, 6), München 1857, 1861, (ND Aalen 1969); Hans RALL (Hg.), Witebsbacher Hausverträge des späten Mittelalters. Die haus- und staatsrechtlichen Urkunden der Witebsbacher von 1310, 1329, 1392/93, 1410 und 1472, (Schriftenreihe zur bayerischen Landesgeschichte, Bd. 71), München 1987; Meinrad SCHAB (Hg.), Rüdiger LENZ (Bearb.), Ausgewählte Urkunden zur Territorialgeschichte der Kurpfalz 1156-1505, (Veröffentlichungen der Kommission für geschichtliche Landeskunde in Baden-Württemberg, Reihe A: Quellen, Bd. 41), Stuttgart 1998. 彼の他、宮中伯フリードリヒ二世の時代に属するの叙述史料や重要な証書史料の要録が以下の史料集に収められている。Konrad Hofmann (Hg.), Quellen zur Geschichte Friedrichs I. des Siegreichen, Kurfürsten von der Pfalz, 2 Bde., (Quellen und Erörterungen zur bayerischen und deutschen Geschichte, Alte Folge, Bd. 2, 3), München 1862, 1863, (ND Aalen 1969). 以下の叙述史料として、Georg Herzog, Friedrich I. der Siegreiche, Kurfürst von der Pfalz, nach zeitgenössischen Schriften, Drei Quellenwerke zu seiner Geschichte, in: MHVP 37/38 (1918), S. 89-128 年参照。また、ヤン・ティカンに残る一五世紀後半のプファルン（ハンプハイム司教区）関係史料の要録として、Theodor J. Scherc, Palatina aus dem Vatikan (1464-1484), in: MHVP 32 (1912), S. 109-190. 以下のプファルンに關して史料の刊行状況が良好とは言えないのは、近世の戦乱と神聖ローマ帝国消滅時の支配変動によって、元来ハイドルベルクに保存されていた史料が消失ないし各所に分散したことにも影響されている。プファルンの文書類の変転について、Franz X. Gasschoder, Über die Schicksale rheinpfälzischer Archive, in: Archivaische Zeitschrift 38 (1929), S. 1-22, S. 14. フントマンに關する一八世紀までの歴史研究の諸潮流について、Peter Fuchs, Palatinus Illustratus. Die historische Forschung an der kurpfälzischen

Akademie der Wissenschaften, (Forschungen zur Geschichte Mannheims und der Pfalz, NF Bd. 1), Mannheim 1963 を参照。プファルツの領邦史に関する一九世紀以来の文献の中では、とりわけ Ludwig Häusser, Geschichte der Rheinischen Pfalz nach ihren politischen, kirchlichen und literarischen Verhältnissen, 2 Bde., Heidelberg 1845; Franz Schnabel, Die Stellung der rheinischen Pfalz in der deutschen Geschichte, in: Mannheimer Geschichtsblätter 35 (1934), Sp.59-100; Eduard Ziehen, Mittelrhein und Reich im Zeitalter der Reichsreform 1356-1504, 2 Bde., Frankfurt a. M. 1934; Ludwig Petry, Das politische Kräftespiel im pfälzischen Raum vom Interregnum bis zur französischen Revolution. Anliegen und Ansätze der heutigen Forschung, in: RhVjell 20 (1950), S. 80-111.

(6) エルンスト・シュバルトは、一四二八年のライン宮中伯ルートヴィヒ三世による認識を引用しつつ、そのような支配権の錯綜・係争状態が近世の法学によって「非閉鎖領邦 territorium non clausum」と呼ばれたことを指摘している。E. SCHUBERT, a. a. O. (注2), S. 6. もともと、近世ドイツの帝国国法論における「非閉鎖領邦」と「閉鎖領邦 territorium clausum」の概念は論者によって差があり、本稿で取りあげるプファルツ領邦が常に「非閉鎖領邦」に分類されていたわけではない。神寶秀夫『近世ドイツ絶対主義の構造』(一九九四年 創文社)二二―二九頁を参照。また、「非閉鎖領邦」の概念について、神寶秀夫『近世ドイツ領邦絶対主義をめぐる諸問題』『法制史研究』四八号(一九九九年)九三―一八頁、一〇一―一〇二頁(同『中・近世ドイツ統治構造史論』(二〇一三年 創文社)一一三―一四頁)も参照。

(7) 中世中期・後期ドイツ東部の領邦に関する、我が国の主な研究としては、バイエルンを対象とした和田卓朗「中世後期・近世におけるバイエルン・ラント法研究序説(平和・ポリツァイ・憲法) (一)―(五・完)」『北大法学論集』三三巻三三―三九八二年)八三―一九四頁、三四巻二二(一九八三年)七五―一九頁、三四巻六号(一九八四年)一七二頁、三五巻一・二二(一九八四年)一五五―一二二頁、三七巻三三(一九八七年)一七〇頁、および小野善彦「一三二一年のオットーの特権状付与について」『史学雑誌』八九巻一一号(一九八〇年)一三八頁、同「大公領と部分ラント——中世末期のバイエルン——」『西洋史研究』新輯九号(一九八〇年)八二―一〇二頁、同「下バイエルンの租税委員会(一三五八―一三五八)について」『西洋史研究』一三三三三(一九八四年)三六―五六頁、同「上バイエルンの租税令(一三九六)について」『文化論叢』(岩手大)一号(一九八四年)三五―六一頁、同「中世末期バイエルンのシュテンデの権利領域の展開とラント税特権(一)」「アルテス・リベラレス」(岩手大)三六号(一九八五年)七七―九六頁、辻泰一郎「中世末―近世初頭バイエルン・

ラント議会における立法審議 狩猟問題を中心に」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世社会における統合と調整』(二〇一一年 創文社) 八五―一二九頁、オーストリアの領邦形成を論じた服部良久『ドイツ中世の領邦と貴族』(一九九八年 創文社)、研究案内として、同「領邦君主から皇帝へ」大津留厚他編『ハプスブルク史研究入門』(二〇一三年 昭和堂) 一六―二四頁、ティロールを対象とした若曾根健治「伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造——領邦ティロール成立史序説(一)——」(二・完)『熊本法学』二二二号(一九七四年) 四六―九九頁、二三号(一九七四年) 六九―一七六頁、同「領邦ティロール農村部における租税制度」『法制史研究』二五号(一九七六年) 八九―一三三頁、同「領邦ティロール都市部における租税制度」『社会経済史学』四二巻一号(一九七六年) 一―二五頁、同「伯領ティロール一四、五世紀における官職譲与(一)」『熊本法学』二五号(一九七六年) 一〇九―一四一頁、同「ティロール森林令雑考——領邦立法史研究覚書——」『熊本法学』二七号(一九七八年) 一―四四頁、および服部良久『アルプスの農民紛争——中・近世の地域公共性と国家』(二〇〇九年 京都大学学術出版会)、ザクセン・テューリンゲンのヴェッティン家領邦を扱った早川良弥「中独東部における領域支配権の展開」清水盛光・会田雄次編『封建国家の権力構造』(一九六七年 創文社) 四五―五二頁、中村賢二郎「身分制領邦国家論——ザクセンを中心にして——」同書五一―五六九頁、千葉徳夫「中東ドイツのラントディング——ヴェッティン家領邦国家の形成に関する一考察」『法制史研究』二六号(一九七六年) 八七―一三〇頁、同「中世後期テューリンゲンにおけるラント平和」『史観』九九号(一九七八年) 一八―三〇頁、同「中世後期におけるヴェッティン家のランドデスヘルシャフトの展開」『西洋史論叢』二二号(一九八〇年) 三二―六四頁、同「一四四六年テューリンゲンのラント條令——領邦身分制と行政立法——」『社会経済史学』四七巻一号(一九八一年) 六五―八六頁、同「中世後期——近世初期における領邦の財政と領邦等族」『法律論叢』五七巻六号(一九八五年) 一二五―一七一頁、同「中世後期テューリンゲンにおける建設都市について——ヴァイマルを中心として——」『法律論叢』五九巻五・六号(一九八七年) 五一―九六頁、同「中世末——近世の宮廷所在都市ヴァイマル」『社会科学研究』(明治大) 二八巻二二(一九九〇年) 一九五―二一九頁などがある。また、中世後期において神聖ローマ帝国に属していたチェコについては、薩摩秀登「王権と貴族 中世チェコにみる中欧の国家」(一九九一年 日本エディタースクール出版部)、同「プラハの異端者たち」(一九九八年 現代書館)、同「一五―一六世紀のチェコの貴族層と王権」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世社会における統合と調整』(二〇一一年 創文社) 二六二―二八一頁、藤井真生「一三世紀チェコにおける貴族共同体の展開と王権」『史林』八三巻四号(二〇〇〇年) 七一―

- 一〇三頁、同「中世チェコにおける王国共同体概念——『ダリミル年代記』の検討を中心に」『史林』八五卷一号(二〇〇二年)八八一—〇六頁、同「中世チェコ貴族の台頭と君主——教会統治を巡って」『西洋史学』二〇九号(二〇〇三年)一二二頁、同「一三世紀チェコ王権の政策における都市の役割」『史林』八七卷三号(二〇〇四年)八六一—〇五頁。
- (8) ドイツ西部の領邦に関する近年の研究としては、出口裕子「中世後期及び近世初頭期における領邦国家と諸身分——ライン下流域ユーリヒ・ベルク公領を事例として」『西洋史論叢』一九号(一九九七年)七三一—八八頁、拙稿「中世後期ドイツの領邦と家門——Levold von Northhofの『マルク伯年代記』を素材として」小川浩三編『複数の近代』(二〇〇〇年)北海道大学図書刊行会)六九—一〇六頁、田中史高「一四世紀後半ホラント伯領諸都市の「会合行動」(aggravation)」小倉欣一編『ヨーロッパの分化と統合——国家・民族・社会の史的考察』(二〇〇四年)太陽出版)一三一—一四九頁、同「一四世紀半ばホラント伯領における釣針・鱈党争」『西洋史論叢』三三三号(二〇〇一年)五九—七三頁、藤井美男「一五世紀ブラバント顧問院の成立について」『経済学研究』(九州大)七六卷六号(二〇一〇年)八一—九八頁など。大司教や司教などを君主とする聖界領邦は、非閉鎖領邦としての性格を備えるものが多いが、中世中期・後期ドイツの聖界領邦についての我が国における研究としては、ヒルデスハイム司教領を扱った山田欣吾「ヒルデスハイム司教コンラート(二世)の領国形成政策(一二二—一二四六年)」『経済学研究』(一橋大)一八号(一九七四年)一二九—二〇二頁(同『国家そして社会』(一九九二年)創文社)八一—一四六頁にも収録)、同「一三世紀中葉におけるヒルデスハイム司教領国」『人文科学研究所』(一橋大)一七号(一九七七年)二七—八八頁(同書一四七—二〇〇頁にも収録)、同「ヒルデスハイム司教座聖堂参事会の人的構成」『二橋論叢』八三卷三号(一九八〇年)二二—四四頁、ミュンスター司教領を扱った倉塚平「領邦身分制国家から領邦絶対主義へ——ミュンスター司教とミュンスター全ギルド会議の対決——」『社会科学研究所』(明治大)二八卷二号(一九九〇年)一四三—一九四頁、トリリア大司教領邦を扱った櫻井利夫「中世ドイツの領邦国家と城塞」(二〇〇〇年)創文社)、バンベルク司教領を対象とした名城邦夫「中世ドイツ・バムベルク司教領の研究——貨幣経済化と地代」(二〇〇〇年)ミネルヴァ書房)、ケルン大司教領を対象とした宮坂康寿「一四世紀ケルン大司教領におけるアムトの質入れと領域政策」『史林』八五卷四号(二〇〇二年)一一〇—一四〇頁、マインツ大司教領の成立を論じた小山寛之「聖界領邦の形成と聖堂参事会制——マインツ大司教コンラート一世の治世(一一八三—一二〇〇)を中心として」『西洋史論叢』二四号(二〇〇二年)一一二—一頁などがある。

- (9) 皆川卓「ドイツ諸侯軍の近世的変容——プファルツ選帝侯の軍事権力を例に——」『歴史学研究』八二二号（二〇〇六年）六〇—七四頁、六一—六四頁。
- (10) E. SCHUBERT, a. a. O. (註9), S. 101f.; Alois GERLICH, Interterritoriale Systembildungen zwischen Mittelrhein und Saar in der zweiten Hälfte des 14. Jahrhunderts, in: BDLG 111(1975), S. 103-137 (DERS., Territorium, Reich und Kirche. Ausgewählte Beiträge zur mittelh rheinischen Landesgeschichte. Festgabe zum 80. Geburtstag (Veröffentlichungen der Historischen Kommission für Nassau 74, Wiesbaden 2005, S. 365-400 以下同録) ; DERS., Geschichtliche Landeskunde des Mittelalters. Genese und Probleme, Darmstadt 1986, S. 303-311.
- (11) ゼーレンホルツ Meinrad SCHAAB und Peter MORAW, Territoriale Entwicklung der Kurpfalz (von 1156 bis 1792), in: Willi ALTER (Hg.), Pfalzatlas, Textband 1, Speyer 1970, S. 393-428; Meinrad SCHAAB, Die Festigung der pfälzischen Territorialmacht im 14. Jahrhundert, in: Hans PATZE (Hg.), Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert, Bd.2, (Vorträge und Forschungen, Bd. 14, Sigmaringen 1971, S. 171-197, S. 172-178; DERS., Geschichte der Kurpfalz, Bd. 1: Mittelalter, Stuttgart 1988, S. 18-219; DERS., Höhepunkt und Sturz der kurpfälzischen Macht 1449-1508, in: Pfalzatlas, Textband 4, Speyer 1990, S. 1838-1846; DERS., Kurpfalz, in: DERS. und Hansmartin SCHWARZMAIER (Hg.), Handbuch der Baden-Württembergischen Geschichte, Bd. 2: Die Territorien im alten Reich, Stuttgart 1995, S. 247-333, S. 247-285; DERS., Zeitstufen und Eigenart der pfälzischen Territorientwicklung im Mittelalter, in: Volker Rödel (Red), Mittelalter. Der Griff nach der Krone. Die Pfalzgrafschaft bei Rhein im Mittelalter, Regensburg 2000, S. 15-36 以下同録。444 V. Rödel, a. O., 所収の諸論文に Volker Rödel (Red), Mittelalter. Schloss Heidelberg und die Pfalzgrafschaft bei Rhein bis zur Reformationszeit, Regensburg 2000 以下同録を参照せよ。地方史地図マップ Willi ALTER (Hg.), Pfalzatlas, Speyer 1963 ff., Nr. 62-65, 140 参照。
- (12) ヴィッテルスバッハ家の君主たちは、ライン宮中伯の地位をバイエルン公のそれよりも高貴なものとして見なして、証書などでは、ライン宮中伯のタイトルを先に記載した。M. SCHAAB, Kurpfalz (註11), S. 256; Siegfried HOFMANN, Urkundenwesen, Kanzlei und Regierungssystem der Herzöge von Bayern und Pfalzgrafen bei Rhein von 1180 bzw. 1214 bis 1255 bzw. 1294, (Münchener Historische Studien, Abteilung Geschichtliche Hilfswissenschaften, Bd. 3), Kallmünz 1967, S. 45.

- (13) ただし、上プファルツの所領はプファルツ系ヴィッテルスバッハ家の政治的活動を全体として見た場合、無視できない意味を持っていた。例えば、同家出身の国王ルードヴィヒの統治にとって、上プファルツに近いニュルンベルクが重要な都市となったことについて、P. MORAW, *Die kurfürstliche Politik* (註28), S. 78 ff.
- (14) Christoph Freiherr von BRANDENSTEIN, *Urkundenwesen und Kanzlei, Rat und Regierungssystem des Pfälzer Kurfürsten Ludwig III. (1410-1436)*, (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte, Bd. 71), Göttingen 1983, S. 35 ff.
- (15) 一四世紀ドイツにおいて最も成功した領邦君主の一人である、このルードヴィヒ二世について、Ernst Bock, *Kurfürst Ruprecht I. von der Pfalz 1309-1390*, in: Kurt von RAUMER und Kurt BAUMANN (Hrsg.), *Deutsche Westen-Deutsches Reich. Saarpfälzische Lebensbilder*, Bd. 1, Kaiserslautern 1938, S. 27-44; Jürgen MEYER, *Ruprecht I., der Erbauer der Stiftskirche in Neustadt a. d. W. und Gründer der Universität Heidelberg*, in: Neustadt und die Kurpfalz, *Die Universität Heidelberg und ihre Beziehungen zur linksrheinischen Pfalz*, Katalog der Jubiläumsausstellung Heidelberg, 31. Juli 1986-29. August 1986, S. 23-37 を参照。
- (16) この宮中伯カール四世との関係については、Hubert RÖHRENBECK, *Karl IV. und die Pfalzgrafen bei Rhein*, in: BDLG 114 (1978), S. 613-643.
- (17) 国王ルードヴィヒに関することは、Alois GERLICH, *König Ruprecht von der Pfalz (1352-1410)*, in: Hartmut HARTHAUSEN (Hrsg.), *Pfälzer Lebensbilder*, Bd. 4, Speyer 1987, S. 9-60 を参照。
- (18) 一五世紀にはこの系統の一部(プファルツ・ツヴァイブリュッケン・フェルデンツVeldenz)のみが、プファルツ本家としばしば政治的に対立した。後年この系統の子孫が、プファルツ本家断絶後はプファルツ本領を、更にバイエルンのヴィッテルスバッハ家断絶後はバイエルン公領をも相続することになる。
- (19) このことが、プファルツ・キスバッハ系統の歴史については、Günther WöRST, *Pfalz-Mosbach (1410-1499). Geschichte einer pfälzischen Seitenlinie des 15. Jahrhunderts unter besonderer Berücksichtigung der Territorialpolitik*, (Diss. phil., Heidelberg), Bamberg 1976 を参照。またプファルツ・ツヴァイブリュッケン系統については、Kurt BAUMANN, *Territoriale Entwicklung des Herzogtums Pfalz-Zweibrücken von 1444 bis 1793*, in: Willi ALTER (Hrsg.), *PfalzAtlas. Textband 2*, Speyer 1980, S. 1213-1224, 464 W. ALTER, a. a. O. (註1), Nr. 66 の地図を参照。

- (20) ノートザーム三世と帝国政治・教会政治との関係について、Wilhelm EBERHARD, Ludwig III. Kurfürst von der Pfalz und das Reich 1410-1427. Ein Beitrag zur deutschen Reichsgeschichte unter König Sigmund, Giessen 1896.
- (21) フォールン領邦史上の盛期を実現へ、一五世紀後半の帝国政治にながつて最も重要なタターの一人でもつた、このフリードリッヒ一世について、Jakob WILLE, Friedrich der Siegreiche, Kurfürst von der Pfalz, Heidelberg 1904; Fritz ERNST, Kurfürst Friedrich I. der Siegreiche von der Pfalz 1425-1476, in: K. v. RAUMER und K. BAUMANN (Hg.), a. a. O. (注19), S. 45-59; Bernhard ROLF, Kurpfalz, Südwestdeutschland und das Reich 1449-1476. Die Politik des Pfalzgrafen und Kurfürsten Friedrich des Siegreichen, (Diss. phil., Heidelberg) Heidelberg 1981; Eberhard HOLTZ, Friedrich I., Kurfürst von der Pfalz (1449-1476), in: DERS., und Wolfgang HUSCHNER (Hg.), Deutsche Fürsten des Mittelalters. Fünfundzwanzig Lebensbilder, Leipzig 1995, S. 370-382 参照。また、フリードリッヒ一世期の戦争について、普川卓、前掲論文(注9)、六六-六八頁。
- (22) Peter MORAW, Die kurfürstliche Politik der Pfalzgrafschaft im Spätmittelalter, vornehmlich im späten 14. und frühen 15. Jahrhundert, in: Jahrbuch für westdeutsche Landesgeschichte 9 (1983), S. 75-97, S. 82 f.; M. SCHAAB, Geschichte(注1), S. 64 ff.
- (23) Jacob SCHWALM (Hg.), MGH Const., T. 6, P. 1, Hannover 1914-1927, Nr. 628, Art. 7; M. SCHAAB-R. LENZ, a. a. O. (注10), Nr. 48, Art. 7.
- (24) Wolfgang D. FRITZ (Bearb.), MGH Const., T. 11, 7. Lieferung, Weimar 1988, Die Goldene Bulle vom 10. Januar und 25. Dezember 1356, S. 584 ff., Cap. 7, Art. 1, "... comitem palatinum Rheni, ... in electione regis Romanorum in cesarem promovendi ... ius, vocem et locum habere et una cum ipsis censeri et esse veros et legitimos sacri imperii principes electores."; M. SCHAAB-R. LENZ, a. a. O. (注10), Nr. 66, Cap. 7, Art. 1, 後、帝国の基本法の一つとしての地位を認められて、金印勅書の内容と伝承状況については、横川大輔「一四世紀後半における「金印勅書」(一三五六年)の認識——カール四世の治世(一三七八年まで)を中心に——」『北大法学論集』六三巻「号」(二〇一二年)一五-六頁も参照。
- (25) W. D. FRITZ, a. a. O. (注24), S. 582, Cap. 5, Art. 1, "... illustris comes palatinus Rheni sacri imperii archidapifer ...". 国王兼定章としてのライン宮中伯が、マールバッハスドルツェルシュタット、即ち一三世紀前半のザクセンマールブルグに登場してゐた。Sachsenspiegel Landrecht III 57, 2, Karl August ECKHARDT (Hg.), Sachsenspiegel Landrecht, 3. Aufl., (Monumenta

- Germaniae Historica. Fontes iuris Germanici antiqui, Nova series, Tomi I, Pars I, Göttingen 1973, S. 243. 久保正幡・石川武・眞田淳編『チンヤンハントウ・ケム・シムル』(一九七三年 創文社) 三〇四頁。
- (26) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (註14), S. 38 f.
- (27) Sachsenspiegel Landrecht III 52. 3. K. A. ECKHARDT (Hg.), a. a. O. (註5), S. 237 f. 久保正幡他『前掲書』(註25)『二九七頁』。
- (28) W. D. FRITZ, a. a. O. (註2), S. 582 ff., Cap. 5, Art. 2, „Et quamvis imperator sive rex Romanorum super causis, pro quibus impetitus fuerit, habeat, sicut ex consuetudine introductum dicitur, coram comite palatino Reni Sacri Imperii archidapifero electore principie respondere, illud tamen iudicium comes ipse palatinus non alibi preterquam in imperiali curia, ubi imperator seu Romanorum rex presens extiterit, poterit exercere.“
- (29) Jakob SCHWALM (Hg.), MGH Const., T. 3, Hannover und Leipzig 1904-1906, Nr. 72, Art. 1.
- (30) Hermann Althahensis continuatio tertia, in: Monumenta Germaniae Historica. Scriptorum, Tomus 24, Hannover 1879 (ND Stuttgart/New York 1964), S. 53-57, S. 56 f.
- (31) Wolfgang HERMKE, Das Reichsvikariat in Deutschland. Reichsvikare nach dem Tode des Kaisers von der Goldenen Bulle bis zum Ende des Reiches, (Studien und Quellen zur Geschichte des deutschen Verfassungsrechts, Reihe A: Studien, Bd. 2), Karlsruhe 1968.
- (32) シュヴァン宮中伯の帝国代執權の望歴について W. HERMKE, a. a. O. (註2), S. 6 ff.
- (33) Ludwig WEILAND (Hg.), MGH Const., T. 2, Hannover 1896 (ND Hannover 1963), Nr. 464, (1267. 5. 28).
- (34) Karl August ECKHARDT (Beardt), Studia iuris Suevici I. Urschwabenspiegel, (Bibliotheca rerum historicarum, Studia 4, Ius Suevicum I), Aalen 1975, S. 611, Lehnrecht 147 a. b.
- (35) J. SCHWALM (Hg.), a. a. O. (註8), Nr. 121.
- (36) Jakob SCHWALM (Hg.), MGH Const., T. 5, Hannover-Leipzig, 1909-13, Nr. 909, Art. 25.
- (37) W. D. FRITZ, a. a. O. (註2), S. 582 ff., Cap. 5, Art. 1, „Quotiens insuper, ut premititur, Sacrum vacare continget Imperium, illustris comes palatinus Reni Sacri Imperii archidapifer ad manus futuri regis Romanorum in partibus Reni et Svevie et in iure Franconico ratione principatus seu comitatus Palatini privilegio esse debet provisor ipsius Imperii cum

potestate iudicia exercendi, ad beneficia ecclesiastica presentandi, recolligendi redditus et proventus et investendi de feudis, iuramenta fidelitatis vice et nomine Sacri Imperii recipiendi, …”⁴³ サクセン公國に属するの帝国代理はサクセン公の職務とされた。

- (38) W. HERMES, a. a. O.(注31), S. 27 ff. なお、一五世紀の間、サクセン公が帝国代理としての権利を実際に行使用することはなかった。

- (39) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O.(注14), S. 39 ff.

- (40) 本文であげた地位と権利から派生した二次的なものとしてドイツ騎士団に対する保護権能(公会議における国王代理、世俗諸侯中の最高位などが数えられうる。P. Moraw, Die kurfürstliche Politik(注23), S. 83.

- (41) ラインの選挙侯たちのライニ政治への積極的な関与に属する、具体的には、Alois GERLICH, Rheinische Kurfürsten und deutsches Königtum im Interregnum, in: Geschichtliche Landeskunde 3, 2(1967), S. 271-344 (Ders., Territorium(注2), S. 271-344 以下略); Ders., Rheinische Kurfürsten im Gefüge der Reichspolitik des 14. Jahrhunderts, in: Hans PATZE (Hg.), a. O.(注11), S. 149-169 (Ders., Territorium(注21), S. 345-364 以下略)。

- (42) 中世後期ドイツにおける国王領の質入れ全般に属する、Götz LANDWEHR, Die Verpfändung der deutschen Reichsstädte im Mittelalter, (Forschungen zur deutschen Rechtsgeschichte, Bd. 5), Köln/Graz 1967; Ders., Die rechtshistorische Einordnung der Reichspfandschaften, in: Hans PATZE (Hg.), Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert, Bd. 1, (Vorträge und Forschungen, Bd. 13), Sigmaringen 1970, S. 97-116. 質入れなど、中世後期ドイツにおける支配権の商業化に属する、E. SCHUBERT, a. a. O.(注2), S. 19 ff. 我が国における研究として、宮坂康寿、前掲(注80)。

- (43) P. MORAW, Die kurfürstliche Politik(注23), S. 83.

- (44) Götz LANDWEHR, Die Bedeutung der Reichs- und Territorialpfandschaften für den Aufbau des kurpfälzischen Territoriums, in: MHVP 66 (1968), S. 155-196; Ders., Verpfändung(注24), S. 47 ff.; M. SCHAB, Festigung(注11), S. 181 ff.; Ders., Geschichte(注11), S. 104-109; Volker RODEL, Die Reichspfandschaften der Pfalzgrafen, in: Ders.(Red.), a. a. O.(注11), S. 85-96. なお、宮中伯は、王権以外に他の貴族等からも質入れを受けて領邦を拡大した。一方、宮中伯が支配権を周囲の諸侯・貴族等に質入れすることもあったが、後述するようなライン流通税からの収入などによりプファルツの財政は比較的良好

- であつたため、宮中伯の支配建設が質入れにまつて大きく妨げられることはなかった。G. LANDWEHR, *Bedeutung*, S. 165 ff., 180 ff.; M. SCHAAB, *Geschichte* (注11), S. 107 ff.
- (45) MGH Const. 6 (注83), Nr. 675; M. SCHAAB-R. LENZ, a. a. O. (注5), Nr. 49; RPR, 1, Nr. 2074. 444 MGH Const. 6, Nr. 638-641; M. SCHAAB-R. LENZ, a. a. O., Nr. 52 2 参照。
- (46) M. SCHAAB-R. LENZ, a. a. O. (注5), Nr. 72. Ebenda, Nr. 73, 74 2 参照。このとき、カイザー・スラウテルン Kaiserslautern のレーンホルツの手に委ねられた。
- (47) RPR, 1, Nr. 3579.
- (48) RPR, 2, Nr. 5938, 6028.
- (49) Wilhelm ALTSMANN, *Regesta Imperii XI. Die Urkunden Kaiser Sigmunds (1410-1437)*, Innsbruck 1896, Nr. 718. 444 Nr. 804, 819 2 参照。
- (50) V. RODEL, a. a. O. (注4), S. 93 f.
- (51) G. LANDWEHR, *Bedeutung* (注4), S. 175 ff.; DERS., *Verpfändung* (注42), S. 315 ff.
- (52) なお、宮中伯から王位に就いた国王ループレヒトは、上述のように自分の息子のために質入れを行ったが、これは国王領を犠牲にして自家を富ませたというわけではなく、国王が自家の所領・財産を帝国政策のために投入したことへの、補償として見なすべきであらう。V. RODEL, a. a. O. (注44), S. 95.
- (53) V. RODEL, a. a. O. (注44), S. 89.
- (54) G. LANDWEHR, *Bedeutung* (注4), S. 179; DERS., *Verpfändung* (注42), S. 337.
- (55) このような観点を特に明確に打ち出したのはベーター・モラーである。プファルツ史との関係では、P. MORAW, *Die kurfürstliche Politik* (注83), S. 76 f. 2 参照。君主家門 Dynastie に関する近年の研究としては、例えば、Karl-Heinz SPIESS, *Familie und Verwandtschaft im deutschen Hochadel des Spätmittelalters*, 13. bis Anfang des 16. Jahrhunderts, (Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Beiheft 111), Stuttgart 1993; Cordula NOLTE u. a. (Hg.), *Principes. Dynastien und Höfe im späten Mittelalter*, (Residenzenforschung, Bd. 14), Stuttgart 2002; Jörg Rogge, *Herrschaftsweitergab, Konfliktregelung und Familienorganisation im fürstlichen Hochadel*. Das Beispiel der

Wettiner von der Mitte des 13. bis zum Beginn des 16. Jahrhunderts, (Monographien zur Geschichte des Mittelalters, Bd. 49), Stuttgart 2002; Cordula Nolte, Familie, Hof und Herrschaft. Das verwandtschaftliche Beziehungs- und Kommunikationsnetz der Reichsfürsten am Beispiel der Markgrafen von Brandenburg-Ansbach (1440-1530), (Mittelalter-Forschungen, Bd. 11), Ostfildern 2005. 1) の文脈で、Jörg Rogge (Hg.), Fürstin und Fürst. Familienbeziehungen und Handlungsmöglichkeiten von hochadeligen Frauen im Mittelalter, (Mittelalter-Forschungen, Bd. 15), Ostfildern 2004 参照。中世後期ドイツの諸侯家門における関係する外国家門の概観について W. PARAVICINI (Hg.), Höfe (註 1), Teilbd. 1, S. 17-234, 諸侯身分に属するヴァーハ・レーン家門について W. PARAVICINI (Hg.), Höfe ... Grafen und Herren. 2 Teilbde (註 2)。

(56) 中世後期ドイツにおける分割相続と所領分割について、一般的には、E. SCHUBERT, a. a. O. (註 2), S. 19 ff.

(15) Alois GERLICH, Seelenheil und Territorium. Testamentenrecht von Fürsten und Grafen im Spätmittelalter, in: Andreas KRAUS (Hg.), Land und Reich. Stamm und Nation. Probleme und Perspektiven bayerischer Geschichte. Festgabe für Max SPINDLER zum 90. Geburtstag, Bd. 1: Forschungsberichte, Antike und Mittelalter, (Schriftenreihe zur bayerischen Landesgeschichte, Bd. 78), München 1984, S. 395-411 (Ders., Territorium (註 1), S. 476-494 2) 参照) ; Karl-Heinz SPIESS, Erbteilung, dynastische Räten und transpersonale Herrschaftsvorstellung. Die Pfalzgrafen bei Rhein und die Pfalz im späten Mittelalter, in: Franz STRAAB (Hg.), a. a. O. (註 4), S. 159-181; Heinz-Dieter HEIMANN, Hausordnung und Staatsordnung. Innerdynastische Konflikte als Wirkungsfaktoren der Herrschaftsverfestigung bei den wittelsbachischen Rheinpfalzgrafen und den Herzögen von Bayern. Ein Beitrag zum Normwandel in der Krise des Spätmittelalters, (Quellen und Forschungen aus dem Gebiet der Geschichte. Neue Folge. H. 16), Paderborn u. a. 1993, 42 Franz FUCHS, Das »Haus Bayern« im 15. Jahrhundert. Formen und Strategien einer dynastischen »Integration«, in: Werner MALECZEK (Hg.), Fragen der politischen Integration im mittelalterlichen Europa, (Vorträge und Forschungen, Bd. 63), Ostfildern 2005, S. 303-324 2) 参照。

(38) K.-H. SPIESS, Erbteilung (註 1), S. 160 ff.; H.-D. HEIMANN, a. a. O. (註 1), S. 25 ff. 分譲證書を以て、16世紀以来大々的に使われてきた。

(39) K.-H. SPIESS, Erbteilung (註 1), S. 162 ff.; H.-D. HEIMANN, a. a. O. (註 1), S. 41 ff.

- (60) H.-D. HEIMANN, a. a. O. (註5), S. 50 ff. 主権確定の手段としての「F. M. WITTMANN, a. a. O. (註5), 2. Nr. 233. 46 條」の日本への「H. RALL, Hausverträge (註5), S. 120 ff. 付属協定の「F. M. WITTMANN, a. a. O. (註5), 2. Nr. 248.
- (61) H.-D. HEIMANN, a. a. O. (註5), S. 58 ff.; F. M. WITTMANN, a. a. O. (註5), 2. Nr. 248.
- (62) H.-D. HEIMANN, a. a. O. (註5), S. 61 ff. 1111 年にルーネン堡の「F. M. WITTMANN, a. a. O. (註5), 2. Nr. 253, 255, 256, 257. 立」が再燃して 1111 年 4 月に皇帝アルヌールが統治権を放棄した。「F. M. WITTMANN, a. a. O. (註5), 2. Nr. 253, 255, 256, 257.
- (63) H.-D. HEIMANN, a. a. O. (註5), S. 70 ff.
- (64) H.-D. HEIMANN, a. a. O. (註5), S. 93 ff.; H. RALL, Hausverträge (註5), S. 42 ff. アルヌールが「F. M. WITTMANN, a. a. O. (註5), 2. Nr. 277. MGH Const. 6 (註5), Nr. 628. H. RALL, ebenda, S. 81 ff. アルヌールの「F. M. WITTMANN, a. a. O. (註5), 2. Nr. 271. 再臨」の 1111 年 4 月に皇帝アルヌールが「F. M. WITTMANN, a. a. O. (註5), 2. Nr. 271.
- (65) K.-H. SPIESS, Erbreitung (註5), S. 164 f.; H.-D. HEIMANN, a. a. O. (註5), S. 129 ff.
- (66) H.-D. HEIMANN, a. a. O. (註5), S. 183 ff.
- (67) F. D. FRITZ (Hg.), a. a. O. (註5), S. 584 ff. Cap. 7, Art. 1, „... postquam iidem principes electores seculares et eorum quilibet esse desierit, ius, vox et potestas electionis huiusmodi ad filium suum primogenitum legitimum laicum, ... devolvatur.“ K.-H. SPIESS, Erbreitung (註5), S. 165 f.
- (68) Ebenda, S. 610 f., Cap. 20, „... unumquemque principatum predictorum cum iure et voce electionis ac officio ceterisque omnibus dignitatibus, iuribus et pertinentiis ad ipsum spectantibus ita perseverare et esse debere unitum perpetuis temporibus indissolubiter et coniunctum, ...“
- (69) M. SCHAAB-R. LENZ, a. a. O. (註5), Nr. 65; RPR, 1, Nr. 2900.
- (70) K.-H. SPIESS, Erbreitung (註5), S. 166; H.-D. HEIMANN, a. a. O. (註5), S. 193 ff. ルーネン堡の「M. SCHAAB-R. LENZ, a. a. O. (註5), Nr. 68.
- (71) M. SCHAAB-R. LENZ, a. a. O. (註5), Nr. 68, Art. 1, „... so hat er uns und unsers leibeshenserven zu sinen erben gemacht aller siner land und lude, lehen und eygen, mit slichen underscheide, daz unser elste sün nach unserm tode, der sünig und sinez leibez vermögig ist, sol alleyn sein herreschaft besitzen, die er lesset an der Pflantz und zu Beyrn.“

- (80) M. SCHAAB-R. LENZ, ebenda, Art. 2, „... ein einiger herre von unsern erben, daz sone sin, unsir obgen [ant] beider lande sin sol und manhein und andere lehin, werntlich und geistlich, lihen sol, die zum kurfurstendume der Pfälncz und auch zum furstendume unsers landes zu Beyern gehorent, ...“ かつした規定は当時のドイツにおけるレーン関係では異例であり、一二九三年にループレーン三世の娘と結婚しつつたロートリンゲン公カール一世を経由したフランスからの影響が想定される。K.-H. SPIESS, *Erbreilung* (注12), S. 170.
- (81) M. SCHAAB-R. LENZ, ebenda, Art. 3.
- (82) M. SCHAAB-R. LENZ, ebenda, Art. 47, かつらの規定のなかで、第三子以降の子が聖界入りする可能性が予定されているのは、一五世紀中頃まで諸侯家門では子をも聖職者にするものが避けられていたことを考えると、一五世紀後半以降の展開を先取りするものとして興味深い。K.-H. SPIESS, *Erbreilung* (注12), S. 170 f. なお、年金額が次子フリードリヒに二つにつき定められつつあるのは、その取り決めの問題点である。K.-H. SPIESS, *Erbreilung* (注12), S. 172.
- (83) M. SCHAAB-R. LENZ, ebenda, Art. 14.
- (84) M. SCHAAB-R. LENZ, ebenda, Art. 9.
- (85) M. SCHAAB-R. LENZ, ebenda, Art. 10, „... nach ansprach und entwurte von beden syten richtent gutlich mit beder parthien wißen und willen, ob sie mogen oder mit eyne fruntlichem rechten off ir eyde, als sich daz heischt, daz sollen sie von beiden syten veste und stete halten mit geworen eiden, daby zu bilben ane alle geverde, widerrede und hindernisse.“
- (86) M. SCHAAB-R. LENZ, ebenda, Art. 12, „Item wir seczen auch, daz der jungern bruder keiner odir ir erben eynichen krig anheben oder ymans helfen werden odir krigten sollen, davon versehenlich were, verderplich schade unsir herschaft darobe zu komen, ane unsers elsten sons oder siner erben, der unsir herschaft besiczet, willen und verhencknisse, es were dann, daz dieselben jungern brudere oder ir erben von yman angriffen oder verunrecht wurden; so sie daz selbir angehe, so mogent sie sich des weren. So sal auch der eldest unsir son oder sin erben, der unsir herschaft besiczet, von syme eigenen willen und unfursichtigkeit keinen krig anheben oder tun gen eynichem, der großer oder yme gleicher were, oder sust, der große macht hete, er tu ez dann oder sin erben mit gutem wolbedachtem rat, verhencknisse, und willen

siner mierenben und der dryzeihen unserer reten, graven, herren, rittern und knechten oder des merernteils undir yn hernachgeschr [iben] nach der ordenunge als hernachgeschr [iben] stet.“

(87) M. SCHAAB-R. LENZ, ebenda, Art. 13.

(88) F. D. FRITZ (Hg.), a. a. O. (註 25), S. 584 ff., Cap. 7, Art. 1. なお、この規定については、古川誠之「年少者は一八歳をもつて選帝侯となるる——金印勅書七条一項における相続年齢の意味——」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四分冊五一輯（二〇〇五年）四九—五六頁を参照。²⁰

(89) M. SCHAAB-R. LENZ, ebenda, Art. 17.

(90) M. SCHAAB-R. LENZ, ebenda, Art. 21-23.

(91) M. SCHAAB-R. LENZ, ebenda, Art. 24-25.

(92) M. SCHAAB-R. LENZ, ebenda, Art. 18-19.

(93) M. SCHAAB-R. LENZ, ebenda, Art. 20. „Wann wir auch kontlichen wol merken, daz dem lande und luden gemeinlich großer schade und irrungne offerstanden ist und teglichen merklichen offerstet umb daz keisers recht und beschriben recht in disen landen als gar vergangen ist, darumb, got zu lobe und unsern landen und luten und rittern und knechten in unserm lande an dem Rin zu friden, seczen wir zu rechtem selegerede fur uns und unsere erben, daz wir und unsere erben bestellen sollen und wollen nach rate der dryzeihen unsir rete vorge[n] [ant] oder des merernteils, daz die beschriben recht unsern obgen [ant] landen am Rin wider sollen beschriben geben werden in buchern, daz sich unsere stete und dorffere darnach gerichtten mogen und recht darnach sprechen sollen und daz sich unsere rittere und knechte darnach gerichtten mogen, doch yglichen lande nach siner gelegenheit und guter gewonheit daz zu beßern, und wo wir selber daz nit teten odr schaffen, so sollent ez doch unser erben zu stunt dun mit rate der dryzeihen oder dez merernteils, daz ez unverzogenlich geschee.“ なお、この規定が、ローベ法に対抗しつつ独自のプファルツの法を記録するのを意味する²¹のことは、Hermann Krause, Kaiserrecht und Rezeption, (Abhandlungen der Heidelberger Akademie der Wissenschaften, Philosophisch-historische Klasse, Jahrgang 1952, 1. Abhandlung), Heidelberg 1952, S. 84 f. を参照。²²

(94) M. SCHAAB-R. LENZ, ebenda, Art. 26-30.

- (95) 伝存する証書には、宮中伯たちの印章と何人かの顧問の印章が付されているのみである。発効しなかった原因に関して、*Handwritten in the 14th century, a. a. O. (H. 15), S. 404 f. Ann. 36. K.-H. SPIESS, Erbreitung (H. 15), S. 172 ff.; H.-D. HEIMANN, a. a. O. (H. 15), S. 267 f.*
- (96) H.-D. HEIMANN, a. a. O. (H. 15), S. 269 ff.
- (97) K.-H. SPIESS, Erbreitung (H. 15), S. 175 ff.; H.-D. HEIMANN, a. a. O. (H. 15), S. 277 ff.; M. SCHAAB-R. LENZ, a. a. O. (H. 15), Nr. 109; H. RALL, Hausverträge (H. 15), S. 219 ff.
- (98) K.-H. SPIESS, Erbreitung (H. 15), S. 176 f. の解釈を参照。
- (99) K.-H. SPIESS, Erbreitung (H. 15), S. 177 f.
- (100) K.-H. SPIESS, Erbreitung (H. 15), S. 178.
- (101) F. D. FRITZ, (Hg.), a. a. O. (H. 15), S. 584 ff., Cap. 7, Art. 1.
- (102) M. SCHAAB-R. LENZ, a. a. O. (H. 15), Nr. 113-116.
- (103) 1176 年 12 月 15 日の *Urkunde* Volker RODEL, Pfalzgraf Friedrich der Siegreiche und Klara Tott. Eine nicht ebenbürtige Ehe mit Nachwirkungen, in: ZGO 152 (2004), S. 97-144. 442 Ellen WIDDER, Konkubinen und Bastarde. Günstlinge oder Außenseiter an Höfen des Spätmittelalters? in: Jan HIRSCHBIEGEL und Werner PARAVICINI (Hg.), Der Fall des Günstlings. Hofparteien in Europa vom 13. bis zum 17. Jahrhundert, (Residenzenforschung, Bd.17), Ostfildern 2004, S. 417-480, S. 452 ff. 1176 年 12 月 15 日の *Urkunde* Hermann EHMER, Löwenstein-Wertheim, in: M. SCHAAB u. H. SCHWARZMAIER (Hg.), a. a. O. (H. 15), S. 389-394, S. 392. 443 中世後期・宮中の男女関係について Paul-Joachim HEINIG, »Omnia vincti amor« -Das fürstliche Konkubinat im 15./16. Jahrhundert, in: C. NOLTE u. a. (Hg.), a. a. O. (H. 15), S. 277-314.
- (104) K.-H. SPIESS, Erbreitung (H. 15), S. 178 f.; M. SCHAAB-R. LENZ, a. a. O. (H. 15), Nr. 134.
- (105) 死の前、1476 年 1 月に、先の 1471 年の約束は修正され、フリードリヒ一世の子孫に割り当てられるべき所領は、かなり縮小された。M. SCHAAB-R. LENZ, a. a. O. (H. 15), Nr. 137.
- (106) V. RODEL, Klara (H. 15), S. 112 f.; M. SCHAAB-R. LENZ, a. a. O. (H. 15), Nr. 138.

- (107) K.-H. SPIESS, Erbteilung(注57), S. 171. 宮中伯ルートヴィヒ四世・フリードリヒ一世の弟ループレヒトはケルン大司教、宮中伯フィリップの子のフィリップとループレヒトはフライジング司教、ゲオルクはシュパイアー司教、ハインリヒはヴォルムス・ユトレヒト・フライジング司教、ヨハンはレーゲンスブルク司教となった。本稿七六頁の系図を参照。
- (108) 中世後期ドイツ諸侯の婚姻関係については、具体例の図示とともに、Karl-Heinz SPIESS, Fürsten und Höfe im Mittelalter, Darmstadt 2008, S. 50 ff.
- (109) 以下に述べるプファルツ・ヴィッテルスバッハ家の婚姻関係については、M. SCHAB, Geschichte(注11), S. 223-225 及び本稿七六頁の系図を参照。
- (110) 上の縁組の成立過程については、Walther HOLTZMANN, Die englische Heirat Pfalzgraf Ludwigs III., in: ZGO 82 (1930), S. 1-38.
- (111) 上の結婚の成立過程と関係史料については、Ernest CORNAZ, Le mariage palatin de Marguerite de Savoie (1445-1449), Mémoires et documents publiés par la société d'histoire de la suisse romande, seconde série, t. 15), Lausanne u. a. 1932.
- (112) 君主の死「埋葬」墓所については、最近多くの研究が発表されている。上の例や他の例については、Michael Viktor SCHWARZ (Hg.), Grabmäler der Luxemburger: Image und Memoria eines Kaiserhauses, (Publications de CLUDEM, 13), Luxembourg 1997; Lothar KOLMER (Hg.), Der Tod des Mächtigen. Kult und Kultur des Todes spätmittelalterlicher Herrscher, Paderborn u. a. 1997; Wilhelm MAIER u. a. (Hg.), Grabmäler. Tendenzen der Forschung an Beispielen aus Mittelalter und früher Neuzeit, Berlin 2000; Rudolf J. MEYER, Königs- und Kaiserbegräbnisse im Spätmittelalter. Von Rudolf von Habsburg bis zu Friedrich III., (Forschungen zur Kaiser- und Papstgeschichte des Mittelalters, Beihefte zu J. F. Böhm, Regesta Imperii, Bd. 19), Köln u. a. 2000; Carola FEY, Die Begräbnisse der Grafen von Sponheim. Untersuchungen zur Sepulkralkultur des mittelalterlichen Adels, (Quellen und Abhandlungen zur mittelhochdeutschen Kirchengeschichte, Bd. 107), Mainz 2003; Martin KINTZINGER und Jörg ROGGE (Hg.), Königliche Gewalt - Gewalt gegen Könige. Macht und Mord im spätmittelalterlichen Europa, (ZHF Beiheft 33), Berlin 2004; Helga CZERNY, Der Tod der bayerischen Herzöge im Spätmittelalter und in der frühen Neuzeit 1347-1579. Vorbereitungen-Sterben-Trauerfeierlichkeiten-Grablegen-Memoria, (Schriftenreihe zur bayerischen Landesgeschichte, Bd. 146), München 2005; Michel MARGUE (éd.), Sépulture,

mort et représentation du pouvoir au moyen âge/ Tod, Grabmal und Herrschaftsrepräsentation im Mittelalter. Actes des 11es journées Lotharingiennes, 26-29 septembre 2000, Centre Universitaire de Luxembourg. (Publications du CLUDEM, t.18). Luxembourg 2006. Cornell BABENDERERDE, Sterben, Tod, Begräbnis und liturgisches Gedächtnis bei weltlichen Reichsfürsten des Spätmittelalters, (Residenzenforschung, Bd. 19), Ostfildern 2006. 45-1 般論邦臣の死と追憶 Olaf B. RADEB, Grab und Herrschaft. Politischer Totenkult von Alexander dem Grossen bis Lenin, München 2003. 1の題名の前後に「中世後期ドイツの歴史研究」の副題がある。

- (11) Ellen WIDDER, Kirche, Dynastie und Landesherrschaft. Die Kurpfalz im Spätmittelalter, in: V. Rödel (Red.), a. a. O. (註11), S. 75-84. Anneliese SEELIGER-ZEISS, Die Pfalzgrafschaft als Kunstlandschaft der Spätgotik, in: V. Rödel (Red.), a. a. O., S. 127-153, S. 131-145. Carola FEY, Vom Kloster zur Residenz. Neue Begräbnisorte und individualisierte Frauenbestattungen bei den Pfalzgrafen bei Rhein und den Grafen von Sponheim im Spätmittelalter, in: Nathalie KRUPPA (Hg.), Adlige-Sittler-Mönche. Zum Verhältnis zwischen Klöstern und mittelalterlichen Adel, (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte, Bd. 227, Studien zur Germania Sacra, Bd. 30), Göttingen 2007, S. 261-290. Thorsten HUTTWELKER, Tod und Grablege der Pfalzgrafen bei Rhein im Spätmittelalter (1327-1508), (Heidelberger Veröffentlichungen zur Landesgeschichte und Landeskunde, Bd. 14), Heidelberg 2009.

- (114) 一般的に, Th. HUTTWELKER, a. a. O. (註11), S. 222 ff.

- (115) シェーナウ修道院の歴史, 特にその所領史について, Meinrad SCHAAB, Die Zisterzienserabtei Schönau im Odenwald, (Heidelberger Veröffentlichungen zur Landesgeschichte und Landeskunde, 8), Heidelberg 1963. ヴァンデルスバッハ家の宮中伯が同修道院を保護下に置いたことについては, Ebenda, S. 28 ff. 既にヴァンデルスバッハ家以前の宮中伯たちが同修道院に対する保護支配を及ぼしており, それが彼らの領邦支配建設の重要な足がかりの一つであったことについては, DERS., Die Entstehung des pfälzgräflichen Territoriums am unteren Neckar und die Anfänge der Stadt Heidelberg, in: ZGO 106 (1958), S. 233-276, S. 247 ff. また, 同修道院と13世紀末までのヴァンデルスバッハ家の宮中伯との関係, 特に宮中伯としての修道院のためになされた多くの特権付与や寄進については, Gerhard SCHWERTL, Die Beziehungen der Herzöge von Bayern und Pfalzgrafen bei Rhein zur Kirche (1180-1294), (Miscellanea Bavaria Monacensis, H. 9), München

1968, S. 427 ff.

- (116) Th. HUTHEWELKER, a. a. O. (注¹¹³), S. 37 ff., 224 ff.; E. WIDDER, a. a. O. (注¹¹³), S. 76 f. など、ノートルフらの父ルールフ一世の墓所は不明である。

- (117) Th. HUTHEWELKER, a. a. O. (注¹¹³), S. 43 ff., 227. Kollegiatstift の設立文書で、M. SCHAAB-R. LENZ, a. a. O. (注¹¹⁰), Nr. 62. 中で Friedrich BURKHARDT u. a. (Bearb.), Das Seelbuch des Liebfrauenstifts zu Neustadt. Text, (Schriftenreihe der Bezirksgruppe Neustadt im Historischen Verein der Pfalz, 11/1), Speyer 1993, S. 460-469 にラテン語原文と現代ドイツ語訳がある。それによれば、全語で 100 の Kanonikat が設定され、Dekan 一人と八人の Priester が任命されることになった (Dekan が二つの聖職禄を保有する)。一三三三年には更に二つの Kanonikat が追加された。J. MERTKE, a. a. O. (注¹¹²), S. 32 ff. を参照。ノイシュタットの Stiftskirche について、Andreas PETER, Die Stiftskirche *Unserer Lieben Frau und St. Ägidien* in Neustadt a. d. Weinstraße, (Studies in european culture, 4), Weimar 2005, 44-45, Paul HABERMehl (Hg.), Stift und Stadt. Beiträge zum Seelbuch des Liebfrauenstifts zu Neustadt. Erläuterungen, (Schriftenreihe der Bezirksgruppe Neustadt im Historischen Verein der Pfalz, 11/3), Neustadt an der Weinstraße 2006, S. 251 ff. 所収の諸論文を参照。

- (118) ループレヒト一世は、一三七一年の遺言で、ノイシュタットの教会を正式にみずからの墓所と定めた。その際、更に二つの Kanonikat が増設されるなど、大規模な寄進が行われた。

- (119) Th. HUTHEWELKER, a. a. O. (注¹¹³), S. 50 ff.; E. WIDDER, a. a. O. (注¹¹³), S. 77 f.; A. SEELIGER-ZEISS, a. a. O. (注¹¹³), S. 131 ff.

- (120) Carola Fey, Die Reliquienstiftung Kurfürst Ruprechts I. von der Pfalz als Spiegel fürstlicher Frömmigkeit und materieller Kultur im späten Mittelalter, in: Archiv für mittelrheinische Kirchengeschichte 58 (2006), S. 131-147. 一三七九年の寄進証書によれば、聖遺物を持ち出すための六つの鍵は、ノイシュタット教会の Dekan などの役職者、ノイシュタットのシュルトハイス、市長、によって分有されることになっており、聖遺物がノイシュタット教会から散逸することがないよう、配慮されている。また聖遺物が定期的に信者に公開されるべきことも規定されている。Ebenda, S. 136 f. 聖遺物の中にはフランス王シャルル五世やハンガリー王ラヨシ一世から送られたものも含まれており、ループレヒト一世がドイツ国外の君主とも関係を結んでいたことが示されている。Ebenda, S. 137 ff. ハンガリー王による聖遺物贈与については、また、Dies, König Ludwig I. von Ungarn und das Tischbuch vom Letzten Abendmahl. Reliquiengeschenke als Zeugnisse

des höfischen Austauschs im religiösen Bereich, in: Werner PARAVICINI und Jörg WETTLAUFER (Hg.), Vorbild-Austausch-Konkurrenz, Höfe und Residenzen in der gegenseitigen Wahrnehmung, (Residenzenforschung, Bd. 23, Ostfildern 2010, S. 345-361 参照。

- (121) Th. HUTHWELKER, a. a. O. (註23), S. 70 ff., 227 f. 44頁' A. GERLICH, Seelenheil(註25), S. 406. ルーヴンヌ二世の頼みの人々(註26) Ebenda, S. 412 ff.

- (122) ハーネルスベルクの聖霊参事会教会について' その歴史と建築史について' Eberhard ZAHN, Die Heiliggeistkirche zu Heidelberg. Geschichte und Gestalt, (Veröffentlichungen des Vereins für Kirchengeschichte in der evang. Landeskirche Badens, 19, Karlsruhe 1960.

- (123) Th. HUTHWELKER, a. a. O. (註23), S. 86 ff., 228 f.; E. WIDDER, a. a. O. (註23), S. 79 f.; A. SEELIGER-ZEISS, a. a. O. (註23), S. 139 ff.

- (124) Th. HUTHWELKER, a. a. O. (註23), S. 106 ff., 125 ff., 168 ff., 229 ff. 54頁' 国王ルーヴンヌの死' 埋葬' 墓所教会と墓碑について' R. J. MEYER, a. a. O. (註23), S. 119-126 参照。

- (125) Th. HUTHWELKER, a. a. O. (註23), S. 138 ff.; Thorsten HUTHWELKER, Das Heidelberger Franziskanerkloster als Grablege der Pfälzgrafen bei Rhein und ihres Hofes, in: ZGO 160 (2012), S. 165-182, S. 174 ff.

- (126) Th. HUTHWELKER, a. a. O. (註23), S. 186 ff., 241 ff.

- (127) Th. HUTHWELKER, a. a. O. (註23), S. 52 ff., 190.

- (128) Th. HUTHWELKER, a. a. O. (註23), S. 190 ff.